



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 中国におけるセクシュアル・ハラスメント法理の形成：フェミニズムからみた法理の形成過程                                        |
| Author(s)        | 袁, 傑                                                                              |
| Citation         | 北大法政ジャーナル, 31, 139-171                                                            |
| Issue Date       | 2024-12-13                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/93775">https://hdl.handle.net/2115/93775</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | HouseiJournal_31_05_Yuen.pdf                                                      |



# 中国におけるセクシュアル・ハラスメント 法理の形成 －フェミニズムからみた法理の形成過程－

ゆえん  
袁

じえ  
傑

## 目 次

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 序章                             | 141 |
| 第一節 問題意識                       | 141 |
| 第二節 先行研究                       | 141 |
| 第三節 本稿の課題と視角                   | 141 |
| 第一章 中国法におけるセクシュアル・ハラスメント法理の到達点 | 142 |
| 第一節 法律構成の概観                    | 142 |
| 1 不法行為としてのセクシュアル・ハラスメント        | 142 |
| 2 企業や大学等の使用者責任における空白           | 142 |
| 第二節 セクシュアル・ハラスメント法制度の展開        | 142 |
| 1 女性特殊保護に関する特別法                | 142 |
| 2 セクシュアル・ハラスメント民事案由の新設         | 143 |
| 3 民法典による明文化                    | 143 |
| 4 まとめ                          | 144 |
| 第三節 裁判の実態                      | 144 |
| 1 全体像の概観                       | 144 |
| 2 使用者責任の回避                     | 145 |
| 第四節 小括                         | 146 |
| 第二章 日本法におけるセクシュアル・ハラスメント法理の展開  | 146 |
| 第一節 セクシュアル・ハラスメントと既存法理との緊張関係   | 147 |
| 1 事実認定                         | 147 |
| 2 セクシュアル・ハラスメントの違法性評価          | 148 |
| 3 使用者責任                        | 148 |
| 第二節 日本法における法運用・法解釈の変遷          | 149 |
| 1 偏見から解放された経験則                 | 149 |
| 2 違法性評価における「加害者中心主義からの脱却」      | 150 |
| 4 使用者責任の普遍化                    | 150 |

|     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| 5   | 日本法での到達点                 | 151 |
| 第三章 | フェミニズム法学から見た法理の形成        | 151 |
| 第一節 | 従来の伝統法理と男性中心主義的な法秩序      | 152 |
| 1   | 男性中心的な社会常識をそのまま反映した経験則   | 152 |
| 2   | 女性が置かれている社会構造に対する法解釈の無関心 | 152 |
| 3   | 使用者責任における女性固有の経験・利害の周縁化  | 152 |
| 第二節 | セクシュアル・ハラスメント法理形成と法秩序の変更 | 153 |
| 第三節 | 小括                       | 154 |
| 第四章 | 事実としてのセクシュアル・ハラスメント法理の形成 | 154 |
| 第一節 | 立法過程における限界               | 155 |
| 1   | 男性優位の社会構造自体に対する批判への回避    | 155 |
| 2   | 個人的な不運としてのセクシュアル・ハラスメント  | 156 |
| 第二節 | 司法過程における限界               | 157 |
| 1   | 日本法の経験                   | 157 |
| 2   | 中国法上の問題点                 | 161 |
| 結論  |                          | 163 |

## 序章

### 第一節 問題意識

中国では、セクシュアル・ハラスメント〔性騷擾〕が最初に不法行為〔侵權行為〕として被害者によって提訴されたのは2001年6月であり<sup>1</sup>、そして、初めての原告が勝訴する判決が言い渡されたのは2002年であった<sup>2</sup>。詳細は本文に譲り、それ以降の20余年の間に、被害者により確実な司法救済を与えることを目指して、法制度上一連の取り組みが現れてきた。しかしながら、中国におけるセクシュアル・ハラスメント民事裁判の実態からすれば、こうした法制度整備の効果は、その積極的な動きとは乖離していることが明白である。被害者側の提訴率と勝訴率が非常に低い現状から、やはり被害者にとって訴訟による権利主張は未だに非常に困難であることが、学界と実務界の共通認識としてしばしば批判されている<sup>3</sup>。

それでは、なぜ、20年余りを経過しても、中国法は依然として有効なセクシュアル・ハラスメント法理に至っていないのか、一体どのような課題に直面しているのかという疑問が浮かんでくる。

### 第二節 先行研究

中国におけるセクシュアル・ハラスメント法理について、これまで多くの先行研究は、セクシュアル・ハラスメントに対して裁判所がどのような判決を下すべきかという法解釈上の理論構成<sup>4</sup>、または今後いかに制定法を整備すべきかという立法論を提示することを目的としており<sup>5</sup>、現段階における同法理の実態を正面から取り上げていない。あるいは、被害者が十分な司法救済を得られないという実態上の問題点に注目しつつも、その原因を制定法上の不備に求める一方で、解釈論の統一化・立法論の精密化に終始している。つまり、被害者の司法救済が足りないのは、セクシュアル・ハラスメントに関する規定（その定義、態様、要件、判断基準、立証規則、そして使用者が負うべき責任を含む）はまだ抽象的で曖昧なものであるため、具体的な裁判では個々の裁判官の自

由な心証に委ねざるを得ない。その結果、セクシュアル・ハラスメントの成否について、裁判官によって判断のばらつきが見られ、大多数の裁判官は厳しい判断基準を持っており、賢明に被害者に有利な判決を下すことができないからである。何らかの方法で裁判規範の妥当性・明確性・具体性を増やして裁判官の自由裁量を規制さえすれば、裁判官による恣意的な判断を防ぐことによって問題を改善できる、という捉え方である<sup>6</sup>。

本稿は、解釈論・立法論の精密化が被害者の司法救済の向上に繋がるのを否定しない。ところが、いくら明確で細かい規定を置いても、制定法主義の国家である以上、立法であらゆる事案の状況を適時に網羅してカバーすることは期待できない。また、本文で詳述するように、セクシュアル・ハラスメント裁判において被害者が司法救済を得られるかどうかの決め手となる争点の多くは事実認定にあり、法解釈のレベルの問題とは限らないため、裁判官の自由裁量が避けられない。よって、実態にかかわる問題を問う際、解釈論・立法論の構築に帰着することには限界がある。そもそも、「人格権は保護しなければならない」「セクシュアル・ハラスメントは規制しなければならない」といった価値は現行法で確認され異論もない状況で、何ゆえに現実世界では、裁判官の自由裁量を格別に制限しなければ、原則として被害者側に不利な判断基準が発動するのか。しかも、20年以上を経過してもこの状況が改善されていないのはなぜなのか。そこには社会的・制度的な背景の影響はなかったのか。こうした法運用・法解釈の現実を観察し、その背後にある要因を追究しないと、有効な法理形成に向けて真の課題を把握することが困難である。

### 第三節 本稿の課題と視角

以上の問題意識及び先行研究に対する検討を踏まえて、本稿は、フェミニズム法学の視角から、中国法と日本法におけるセクシュアル・ハラスメント法理の形成過程を分析対象とする。その上、法運用・法解釈上の変遷だけでなく、その背後の

法秩序に内在する価値観と歴史的・制度的背景の影響をも視野に収めて考察していく。その上で、本稿は、次の2点の解明を課題とする。①前提確認として、中国法におけるセクシュアル・ハラスメント法理の実態を確認していく。②日本法の経験を手がかりにして、同法理の形成に当たって、中国法が欠落しているものは何か、その埋め合わせを阻害している要素は何か、という問題を明らかにする。

## 第一章 中国法におけるセクシュアル・ハラスメント法理の到達点

本章は、本稿の問題意識の前提確認として、中国におけるセクシュアル・ハラスメント法制度の整備動向と裁判の実態を考察する。

### 第一節 法律構成の概観

#### 1 不法行為としてのセクシュアル・ハラスメント

中国法は、日本法と同様に、裁判規範性のある差別禁止立法がない。そこで、裁判例が先行して、セクシュアル・ハラスメントという従来裁判所で争われたことのない問題を不法行為の一類型として、現行の不法行為法制度のもとで新しい解釈論を展開してきた。

序章で述べたように、中国で初めて原告が勝訴する判決は2002年9月に出された<sup>7</sup>。職場の同僚男性からのショットメッセージによる性的嫌がらせについて、河南省鄭州市金水区人民法院は、「…公民が、人格を尊重される権利を有する。被告の原告に対する行為は、原告の人格の尊厳を侵害し、セクシュアル・ハラスメント〔性騷擾〕にあたり、それによって生じた損害が相当程度なものであった」と判示し、職場の同僚である加害者個人の責任について慰謝料2000元の支払いと謝罪を認めた。すなわち、この中国における最初の裁判例では、セクシュアル・ハラスメントが一般的な人格権を侵害する不法行為とされている。

それ以降の裁判例も、上記不法行為構成を踏襲してきた。そして、被侵害利益とされる「人格権」

の内容について、一般的な人格権以外にも、「身体権」、「健康権」、「性的自由」、「性的自己決定権」など、さまざまな具体化した内容が見られる。

## 2 企業や大学等の使用者責任における空白

職場や教育の場で生じたセクシュアル・ハラスメントに対して、加害者本人の使用者である企業や大学等組織はどのような責任を負うべきかについて、詳細は後述するとして、立法において、企業や大学などの使用者のセクシュアル・ハラスメントの防止・制止義務を宣言する明文規定は特別法から民法典まで続出しているものの、その義務は終始自発的な履行が期待されるものとどまり、同義務に違反した場合の法的効果については未だに明らかになっていない。実際の裁判例を見ても、使用者責任を認めた裁判例は今まで一例も確認できていない。

### 第二節 セクシュアル・ハラスメント法制度の展開

序章で言及したように、中国では、セクシュアル・ハラスメント裁判が初めて登場した以降の約20年間、より確実な司法救済の実現に向けて、一連の法整備が積極的に行われてきた。その典型例を簡単に整理すると、以下の3つの類型に分けることができる。

#### 1 女性特殊保護に関する特別法

中国で最初にセクシュアル・ハラスメントを明文で禁止する法律は、2005年婦女権利利益保障法である。同法は、次のような規定を新設した。

女性に対するセクシュアル・ハラスメントを禁止する。被害を受けた女性は使用者および関係機関に申し立てる権利を有する。(40条)

本法の規定に違反して、女性に対してセクシュアル・ハラスメントまたは家庭内暴力を行い治安管理中に反する行為に該当した場合、被害を受けた者は、公安機関に対して行為者に法により行政罰を科することを申し込むことができ、法により人民法院に民事訴訟を提起することもできる。(58条)

また、2012年女性従業員労働保護特別規定で

は、使用者の予防防止義務に関する規定が初めて設けられた。

職場において、使用者は女性従業員に対するセクシュアル・ハラスメントを予防・制止しなければならない。(11条)

さらに、2023年に改正された婦女權益保障法(2022年10月30日公布、2023年1月1日施行)では、セクシュアル・ハラスメントについて数多くの規定が設けられ、その中で相当詳細かつ先進のように見える条文も含まれている。例えば、セクシュアル・ハラスメントの態様の例示列举、被害を受けた女性の申立てに対する対処・結果告知を関係機関に義務付ける規定(23条)、教育の場で生じたセクシュアル・ハラスメントに対する学校や大学等の予防・対応措置義務を具体化する規定(24条)、使用者のセクシュアル・ハラスメント予防・制止義務を具体化、明確化する規定(25条)、使用者や学校等組織がセクシュアル・ハラスメントの予防・制止義務に違反し、それによって社会公益が侵害された場合、検察が勧告または公益訴訟を提起することができるとする規定(77条)などが見られる。

これらの特別法の裁判規範性は排除されていない。実際にも、上記の条文を不法行為法の一般規定と併せて直接的に根拠条文とした判決は、2007年から稀に見られている<sup>8</sup>。ただ、使用者の防止制止義務に関する新たな行政措置や公益訴訟制度に関する規定を除き、これらの規定は新たなルールを定めた創設規定というより、それまで裁判上の処理または旧法の規定を追認・具体化した確認規定にすぎない。

## 2 セクシュアル・ハラスメント民事案由の新設

2019年、最高人民法院は「セクシュアル・ハラスメント損害責任紛争〔性骚扰損害責任糾紛〕」という具体的な民事案由を新設し、それを「不法行為責任紛争〔侵權責任糾紛〕」という上位の案由類型の下に置いた<sup>9</sup>。「民事案由」は、民事訴訟の事件名の構成要素の一部として、民事権利義務関係の性質と紛争内容を反映し集約しているもの

とされており<sup>10</sup>、人民法院が民事事件を管理する重要な手段であり、民事訴訟における中国の独自の司法制度である。

2001年試行された最高人民法院通達<sup>11</sup>によれば、民事案由は法院が正しく法律を適用するための制度であり、当事者適格・証拠の審査と確認・立案<sup>12</sup>において重要な意味を持っている。当初、法院が受理する民事訴訟の範囲は民事案由の範囲によって制限され、案由が正確的に当てはめられることは、当事者の請求が認められる要件とされた<sup>13</sup>。したがって、当初、セクシュアル・ハラスメント裁判は新たな紛争類型として、既存の案由に直接に当てはめることができなかったため、法院に受理されないリスクが高かった。それは被害者による提訴が直面する最初の困難であった<sup>14</sup>。案由の受理段階における制限機能が2008年および2011の案由規則の改正によってなくなったものの<sup>15</sup>、案由は外觀上、訴訟物たる権利義務関係と重なる部分が多いため、現在の裁判実務でも、当事者や法官が案由を訴訟物と混同して利用する場合は少なくない。その結果、民事案由は事実上、依然として法適用ないし事実認定において、裁判官の判断に強い影響を与えている<sup>16</sup>。

このような民事案由の位置付けから考えると、セクシュアル・ハラスメントを一つの独立した民事案由として新設することには、最高人民法院の次のような思惑が見て取れる。すなわち、各級法院に対してセクシュアル・ハラスメントという事案類型の存在について注意喚起をしたい一方、当事者に対しても、自分が受けた被害事実を妥協せず、直接的に訴えの名称で世間に告発するという事実上の救済を提供したいのであろう。

## 3 民法典による明文化

2020年に採択・公布された中国民法典は、第四編人格権編の1010条で、次のような規定が設けられた。

「他人の意に反して、言葉、文字、画像、動作等の方法によって他人にセクシュアル・ハラスメントをした場合、被害者は、法により行為者に民

事責任を負うよう請求する権利を有する。

機関、企業、学校等組織は、合理的な予防、苦情受付、調査処置等対処措置をとり、職権、従属関係を利用したセクシュアル・ハラスメントを防止、制止しなければならない。」

同条1項は、それまでの裁判例の取扱いに従い、セクシュアル・ハラスメントが一種の人格権侵害であることを認めたとともに、非限定列举でセクシュアル・ハラスメントのいくつかの典型的な態様を具体的に示した。同条2項は、セクシュアル・ハラスメントについて使用者もその予防、制止の義務を負うべき、という既存の特別立法の立場を改めて強調している。もっとも、当該義務に怠った場合、どのような法律効果・責任がもたらされるかについては曖昧のままである。このように、今までの使用者責任における空白は、引き続き今後の課題として放置されている。この点からすると、1010条は全体的に、一見すると大きく前進しているように見えるが、本質的には、前述した女性特殊保護に関する特別法と同様に、それまで裁判例での取扱いを追認した確認規定にすぎないのである。

#### 4 まとめ

以上のように、中国では、2000年代から不法行為一般規定に基づいたセクシュアル・ハラスメント裁判が数件現れた後、セクシュアル・ハラスメント被害の規制・救済に関する法制度の整備が熱心に行われてきた。数多くの明文規定と特別制度が様々な法形式の階層で設けられ、多岐にわたる法分野に横断している。しかしながら、これらの法整備の展開は確認規定を中心としたものである。

### 第三節 裁判の実態<sup>17</sup>

#### 1 全体像の概観

中国におけるセクシュアル・ハラスメント裁判の実態に関する公式的な司法統計は公表されていないが、学界と実務界では多くの実証的研究がなされており、その結論は基本的に一致している。実証的先行研究の結果からすると、セクシュアル・ハラスメントを主要事実とした裁判例の数が非常に少ないこと、そのうち被害事実の認定率、被害者による提訴率および勝訴率が極めて低いことは、頻繁に指摘されている。

具体的には、セクシュアル・ハラスメント訴訟が初めて登場した2001年から2021年までの20年間、全体的に、セクシュアル・ハラスメントを主要事実とした裁判例は非常に少ない。2001年からの10年間に、公表されたもの及び新聞等に掲載されたものをも含めて、わずかな数件しかない<sup>18</sup>。2010年以降の裁判例の件数について、実証的先行研究が「中国裁判文書網」<sup>19</sup>、「北大法宝法律数据库」<sup>20</sup>、「威科先行法信息庫」<sup>21</sup>、「聚法網案例」<sup>22</sup>、「Alpha法律智能操作系统」<sup>23</sup>、など中国における主流的な裁判例データベースまたはツールを網羅して選別した。その結果、2010年から2021年までの間に、セクシュアル・ハラスメントを主要事実とした裁判例は、150件未満とされている<sup>24</sup>。しかも、この150件未満の裁判例のうちの8割以上<sup>25</sup>は、「被害者」側が原告として提起したいわゆる狭義のセクシュアル・ハラスメント裁判ではなく、「加害者」側もしくは使用者側が原告として提起した使用者によるセクシュアル・ハラスメントを理由とした懲戒処分の有効性を争う訴訟、または、「加害者側」が原告として提起した「被害者側」の告発または使用者の事後対処による名誉毀損の成否を争う訴訟である。それに対して、「被害者側」が原告として提起した、加害者個人の不法行為責任または使用者の責任を追及する裁判は、約15%しか占めていない<sup>26</sup>。そして、上記150件未満の裁判例のうち、セクシュアル・ハラスメント事実の存在が認定された裁判例の割合は極めて低く、4割未満とされている<sup>27</sup>。

最終的に、「被害者側」が原告として提起した裁判において、加害者個人の不法行為責任が認められた裁判例はわずかの数件（10件未満）<sup>28</sup>しかない。使用者の責任が認められた裁判例は、今まで一例も確認できていない。2021年から2023年までの間に、加害者個人の不法行為責任が認められた裁判例がわずかの数件増えたが、全体像は変わっていない。このことが、現実社会で多く存在しているはずのセクシュアル・ハラスメント被害は裁判の場ではほぼ認められず、被害者が司法救済を求めることが未だに極めて困難であることを意味している。

また、上記のような裁判例の全体像には、いくつかの特徴が存在している。

一つ目は、消極的な事実認定である。多くの実証的な先行研究が指摘しているように、セクシュアル・ハラスメントに相当する事実、つまり、「性的言動」の存在が認められた裁判例は、4割未満しかない。多くの法院は非常に高い証明基準を持ち、消極的に事実認定を行っており、直接証拠に過度に依存しながら、諸証拠の相互検証による推論の姿勢が弱く<sup>29</sup>、疑義も許されない自然科学的証明ほどの証明度を要求しているものも存在する。典型的な裁判例として、杭州互聯網法院（2018）浙0192民初9122号民事判決書<sup>30</sup>が挙げられる。杭州互聯網法院は、本件の直接証拠と間接証拠を相互補強する一つの連続体として推論するのではなく、当事者の供述と間接証拠を切り離して、それぞれの証明度を別々に判断している。それだけではなく、証明度においても、同法院は、「高度の蓋然性」という中国法上定められた原則を超えて、本件の証拠に「躊躇い無く一点疑義を持たない程度の」証明度を求めるようにしている。

二つ目は、事実の違法性評価における加害者中心主義である。中国法では、セクシュアル・ハラスメントに関する事実（性的言動）の存在が認められたとしても、その違法性または権利侵害の該当性が認められない傾向がある。多くの実証的先行研究が指摘しているように、法院はしばしば「他意はなかった」、「冗談に過ぎない」という「加害

者側」の抗弁を全面的に採用し、その言動の違法性を否定する傾向がある。典型的な裁判例として、海南省保亭黎族苗族自治县人民法院（2016）瓊9029民初405号民事判決書<sup>31</sup>、江蘇省蘇州工業園區人民法院（2017）蘇0591民初9774号民事判決書<sup>32</sup>、四川省成都市中級人民法院（2020）川01民終14094号民事判決書<sup>33</sup>が挙げられる。それらはいずれも、「被害者」の感受性を軽視する一方、「加害者側」の感受性に焦点を当てて、その言動が「逸脱的・不適切的な」ものであるが、行為者がセクシュアル・ハラスメントの故意で行ったものではないため、直ちにセクシュアル・ハラスメントや権利侵害とは言えないと判断した。

## 2 使用者責任の回避

第一節で述べたとおり、大多数の被害者原告が加害者個人のみを被告としており、企業や大学の使用者責任については請求していない（詳細は第三章に譲るが、このことは単に弁論主義によって説明することができない）。数少ない事案の中で、原告が企業の使用者責任を請求しても、それが認められた裁判例はこれまで一例も確認できていない。これは、日本法における使用者責任の一般化（詳細は第二章に譲る）とは最も対照的な特徴である。

具体的には、まず、法院が使用者のセクシュアル・ハラスメント防止・制止義務をある種の極めて軽い義務として解釈する傾向がある。例えば、2009年広州日本企業セクシュアル・ハラスメント事件<sup>34</sup>では、原告女性が会社の忘年会で男性上司に公然と腕を掴まれ懷に抱き寄せられたり、首を絞められたりされたにもかかわらず、使用者たる会社は適切な措置を講じることなく、逆に原告女性を解雇して問題の解決を図った。そこで、原告女性が加害者個人の不法行為責任だけでなく、使用者である会社に対しても連帯して損害賠償責任を負うよう請求した。これに対して法院は、行為者個人の責任を認めたものの、使用者責任について、「セクシュアル・ハラスメント予防・制止につき、使用者はすでに開放感のあるオフィスレイ

アウトによって十分な配慮を払った」として、それを認めなかった。そのほか、2020年公益法人セクシュアル・ハラスメント事件二審判決<sup>35</sup>では、四川省成都市中級人民法院は、使用者のセクシュアル・ハラスメント防止・制止義務の適正な履行を、使用者による加害者従業員に対する職務停止処分およびそれに関する報告書の公開だけで十分であるとした上で、使用者責任を否定した。

なお、法院が最初から使用者責任について実体的な判断を下すのを回避する傾向も見られる。例えば、2020年公益法人セクシュアル・ハラスメント事件一審判決<sup>36</sup>では、原告女性が加害者の男性上司に対して不法行為責任を追及すると共に、セクシュアル・ハラスメント防止義務と職場環境配慮義務を怠ったとして、使用者たる被告公益法人に対して連帯して損害賠償責任を負うよう請求した<sup>37</sup>。これに対して、四川省成都市武侯区人民法院は、加害者個人に対する損害賠償請求を認容したものの、「セクシュアル・ハラスメントはあくまで行為者個人による行為であり、被告公益法人は共同不法行為者ではない。また、被告公益法人と原告とは労働契約に基づく権利義務関係であるため、別訴で争わなければならない」と述べて、使用者責任を否定した。なお、北京市第二中级人民法院（2020）京02民終6633号民事裁定书<sup>38</sup>では、原告女性が男性上司によるセクシュアル・ハラスメントを受け、使用者のセクシュアル・ハラスメント予防・制止義務違反として、被告企業に対して損害賠償の支払いを求めているが、法院は、第二節で論じた新設案由を持ち出し、根拠または論証なしに、「被告は企業法人であり、セクシュアル・ハラスメント損害責任紛争〔性骚扰損害責任糾紛〕では被告適格を有しない」と述べて、原告による使用者責任を求める訴えを却下した。第二節で述べたように、現行の案由制度はあくまでも法院が内部で民事事件を管理する手段である。どの案由が適用されているかは、決して被告適格、つまり被告が実体法上の権利義務帰属の主体であるかどうかを判断する基準ではない。案由の新設は本来なら、セクシュアル・ハラスメントという

事案類型の独立化によって法院への注意喚起を図るものであるが、この判決では逆に法院が使用者責任についての実体判断を回避するツールになってしまった。

すなわち、中国の裁判実務では、セクシュアル・ハラスメントは基本的に個人的で偶然な行為にすぎないと受け止められている。法院の判断には、セクシュアル・ハラスメント予防・防止義務に怠ることによる使用者責任の認定を回避する傾向があり、被害者にとって使用者責任を追及することが依然として極めて困難である。

#### 第四節 小括

以上より、中国社会の現実で広く見られるセクシュアル・ハラスメント被害は、裁判の場で依然としてほぼ認められない。被害者たちにとって、法整備が進んでいるように見える今日でも、裁判による権利主張がより容易になったとは言えない。したがって、中国法において、約20年間精力的に行われてきた法整備でも、司法裁判の積み重ねの中でも、セクシュアル・ハラスメント法理の形成が停滞しており、本当に有効な法理に至っていないと言わざるを得ない。

## 第二章 日本法におけるセクシュアル・ハラスメント法理の展開

中国法において、社会の現実で広く見られるセクシュアル・ハラスメント被害が、裁判の場でほぼ認められない実態は、第一章で述べた通りである。もっとも、このことは、たまたま中国法で現れたのではなく、比較法では歴史的に存在する。なぜならば、セクシュアル・ハラスメント事件における権利主張は、従来の伝統的な法理の共通的な限界に達しており、既存法理では対応しきれず、新たな法理形成が必要だからである。

日本法において、セクシュアル・ハラスメントにおける権利主張に対応できるような新たな法理は、法運用と法解釈の変容の中で形成されてきた。本章では、典型例を取り上げて、日本法上の

法運用・法解釈にはどのような変遷が生じたのかを考察していく。

## 第一節 セクシュアル・ハラスメントと既存法理との緊張関係

### 1 事実認定

#### (1) 既存法理の限界

まず、事実認定の段階で、セクシュアル・ハラスメントに相当する言動の存否について、証拠の収集と証拠の評価は容易ではない。周知のように、セクシュアル・ハラスメントは目撃者がおらず内密になされたのが一般的で、「証拠方法として当事者の供述証拠しかなく、証拠の存在・提出がそれ以上期待できず」<sup>39</sup>、伝統的な他の訴訟類型と比べて、証拠収集の現実的可能性が低い。つまり、被害者が事実上被害を受けても、それが真実であると直接的に証明できる証拠が不十分なのがほとんどである。その上、被害者と加害者の間には、見知らぬ人というより、職場の上下関係や同僚関係など、日常的で複雑な関係性があることが多い。当事者の供述の対立に対して、いかなる基準でどのように証拠を評価し事実の存否を認定するのかは、明白なものではない。

だからこそ、中国の裁判実態では、上記の問題に直面する際に、第一章で確認したように、多くの法院が思考停止に迫られ、推論（推認）活動を回避している。その代わりに、セクシュアル・ハラスメントの存在を直接証拠に依存したり、高度の蓋然性原則に反して「躊躇い無く一点疑義を持たない程度」の証明度を要求したりして、機械的に事実認定を行っているのである。

#### (2) 従来の日本法における問題点

日本法において、事実認定における従来法理の限界は、より複雑な形で現れている。中国法で見られるような、間接事実を検討し経験則を介する推認活動自体に対する抵抗があまり見られていない。むしろ、最初から、裁判所は、さまざまな背景事情や加害者の日頃の言動などからセクシュアル・ハラスメント事実の存在を推認しようとして

いる<sup>40</sup>。あるいは、供述内容の詳細性、具体性、一貫性、合理性<sup>41</sup>などをも踏まえて、対立している両供述の供述内容の信用性の優劣を比較検討して、高度の蓋然性原則ではなく「証拠の優越」原則に基づいて推論するようにしており<sup>42</sup>、当事者の実質上の証明責任を軽減した<sup>43</sup>。しかしながら、早期の日本法において、上記の推論に用いられた論拠が問題となった<sup>44</sup>。

日本法は中国法と同様に、自由心証主義が採られており、事実の存否は裁判官の自由な心証裁量に委ねられ、経験則を準拠としなければならない。ここでいう経験則とは、経験から帰納された事物に関する知識や法則であるとされ、「日常的な経験則はいわば常識そのもの」であるとの率直な指摘もある<sup>45</sup>。秋田事件一審判決<sup>46</sup>、横浜事件一審判決<sup>47</sup>など初期の裁判例において、裁判官がセクシュアル・ハラスメントに相当する事実の存否を認定するにあたって、双方の供述内容の信用性の優劣を判断する最終的に基準は、まさにセクシュアル・ハラスメント被害を受けた者の対応・行動に関する経験則（常識）である。

例えば、横浜事件一審判決において、通常の被害者女性であれば、被害を受けた時には「冷静な思考及び対応を採ることはほとんど不可能」であり、逆に「顔を背け、体をくねらせ、腕を突っ張るなどして抵抗したり、あるいは反射的に悲鳴を上げて外に助けを求めたりする」はずで、被害の直後には、「普段と変わらず加害者と二人きりで」職場で昼食をとることがない、という経験則が示された。そして、裁判所は本件被害者女性の行動を上記の経験則に当てはめて、その行動は経験則と合致しないため、その主張が信用できないとされた。このような事実認定方法は、秋田事件一審判決に踏襲されたとされている<sup>48</sup>。

要するに、裁判官は被害者（ほぼ女性）の通常の行動について、ある「合理的なパターン」を経験則として想定する。被害者女性の行動がそこから逸脱した場合、その供述の信用性が低いとされるのである。そして、裁判官が想定する経験則の内容として、セクシュアル・ハラスメントを受け

た女性は、皆、力を尽くして、激しく抵抗したり逃げたりするはずである<sup>49</sup>。

しかしながら、現実世界において、セクシュアル・ハラスメントの被害者女性は皆、どのような行動と対応をとるのか。当時（1990年代）社会学者江原由美子等による実証的研究結果<sup>50</sup>からすれば、セクシュアル・ハラスメントの被害者女性には、人間関係や職場での社会関係などの配慮によって、一般的な性暴力犯罪の被害者と比べて、身体的抵抗や叫び声を挙げるといった明確な行動を抑制する傾向がある。実際にも、身体接触型の加害に対して、身体的に反撃したり大声を上げたりする被害者は、7.6%にすぎない。逆に、相手の面子にも配慮しながら対処したなど、一見冷静に見える行動をとった被害者は26.1%を占めている。類似する指摘や実証的研究は、周藤由美子、井上摩耶子など臨床医学、心理学的専門家によってなされている<sup>51</sup>。すなわち、現実にはセクシュアル・ハラスメントを受けた女性は、特異の心理状況に陥りがちなため、人によって全く異なる行動と対応が見られており、決してワンパターンではない。

したがって、当初の裁判所は、こうした被害者女性の現実と乖離した誤った経験則（常識）に照らして、被害者の供述の信用性を否定するようにしていたのである。

## 2 セクシュアル・ハラスメントの違法性評価

### (1) 既存法理の限界

そして、事実の存在が認められ、法的評価の段階に入るとしても、当該事実がセクシュアル・ハラスメントに相当し、行為者に責任を負わせるべきという規範的評価を下す根拠は明白なものではない。なぜなら、セクシュアル・ハラスメントによる損害と有責性は主観的なものである。伝統的な性的権利侵害に関する法原理のもとで、強姦や強制わいせつといった、人の生命・身体に対する暴力が伴う侵害について、身体や健康にいいわる「貞操」の完全性が失われたことは誰から見てもはっきりしているので、損害と責任の存在は

比較的に容易に評価できる。それに対して、セクシュアル・ハラスメントの多くの場合、行為者の男性が自分の言動を、「相手の魅力に対する好意的な褒め言葉」や「無害な性的誘い」、せいぜい「他意のない冗談」、「不用意な行動」としか理解していない一方、相手の女性を感じたような、職場で労働の続行に支障を来たようになり、退職を余儀なくされるほどの精神的屈辱感・嫌悪感など、雇用上の不利益をもたらす権利侵害としては受け止めない。したがって、相当悪質の極端な加害で誰からみても行為者の有責性が自明である少数の場合を除けば、行為者に責任を求める根拠を明らかにすることが困難である。

### (2) 従来の日本法における問題点

日本法において、1990年代セクシュアルハラスメントが初めて問題として認識された画期的な福岡事件<sup>52</sup>まで、職場での性的嫌がらせは、働く女性であれば「よくある話」であり、社会生活をしている以上、ある程度我慢しなければならないとされ、受忍限度の範囲内に捉えられてきた<sup>53</sup>。福岡事件の被害者女性は、職場で日常的に男性上司から性的中傷を流布された。正式的に民事訴訟を提起する前に、当該女性が簡易裁判所に名誉毀損で民事調停を申立て男性上司に謝罪を求めた。しかしながら、当時の調停委員は、本件被害者が受けた性的嫌がらせを「若くて美人だから複数の男女関係を彼に取りざたされたのはしょうがない」、「それだけ男性の目を引くのが嬉しいこと」と捉えた上、彼女の調停を「前代未聞」、「バカげている」として終わらせた<sup>54</sup>。セクシュアル・ハラスメントの違法性に対する違和感が、これほど社会通念上当然のように浸透しているのである。

## 3 使用者責任

### (1) 既存法理の限界

伝統的な法理のもとで、性的権利侵害はたまたま職場で現れた逸脱行為にすぎないものであり、職務執行に関連するとは言い難い。その結果、セクシュアル・ハラスメントが使用者の方針ではな

い限り、その責任を使用者に負わせる根拠をどこに求めるべきなのかは微妙なところである。

まさにそれがゆえに、第一章で確認したように、中国法において、立法も司法も、使用者責任の認定に対して強い抵抗感を持っている。

## (2) 従来の日本法における問題点

日本法において、従前、セクシュアル・ハラスメント自体の違法性すら認識されていなかったことは、前述の通りである。そして、アメリカにおけるフェミニズム法理論とセクシュアル・ハラスメント判例法理の影響を受け、1990年代の福岡事件がセクシュアル・ハラスメント概念の導入によって性的嫌がらせを職場と密接不可分の社会構造的な問題として構成するまでの長い間に、使用者責任が問われる訴訟は、管見の限り一度もなかった。

## 第二節 日本法における法運用・法解釈の変遷

### 1 偏見から解放された経験則

前述の通り、従来日本の裁判例では、事実認定の推論過程において用いられた被害者の行動に関する経験則は、現実とは乖離して誤ったものであった。これに対して、現在、被害者の行動に関する経験則の中身は、社会学、心理学、精神医学などが発展した結果や専門的な知見を吸収した上、偏見や固定観念から解放され、現実と合致する方向への転換が見受けられる。

その嚆矢となったのは、熊本市議バドミントン協会事件の一審判決<sup>55</sup>であった。本件では、原告女性が被告男性に強姦された事実を主張したところ、被告男性が、原告が日にちを特定できなかったり、翌日から普段通りの生活ができたりするのは不自然であると主張した。これについて、熊本地裁は、証拠として提出された性暴力被害者の事後的な対処行動及び特有の心理状態に関する研究を採用した上、以下のように判示した。「……強姦の被害者は、一般に、神経の高ぶった状態が続く（過覚醒）、被害当時の記憶が無意識のうちに生々しく再生され（侵入）、被害を思い出さないように感情が麻痺して現実感を喪失する（解離）

外、……被害の日にちを特定できないと考えられ、このような状態は強姦の被害者としては通例であり、特異なものではない」「……外見的には被害を受ける前と同様の日常生活を送っていたのであるが、これは、被害の事実と直面するのを避け、ショックを和らげるための防御反応であり、強姦の被害者に共通してみられるものである」「……原告の言動には格別不自然、不合理な点はなく、むしろ性的な被害者の言動として十分了解が可能であり、自然なものであるということが出来る」。そして、被害者の行動に関する経験則について、アメリカ精神医学会の診断と研究やアメリカの心理学者オクバーグの研究を引用しつつ、PTSD（心的外傷後ストレス障害）とその症状（「外傷的な出来事の再体験、外傷と関連したことの回避や感情の麻痺、持続的な覚醒亢進」）に言及し、性的被害におけるPTSDに留意することの重要性を示した。

そして、被害者の行動に関する科学的・専門的な知見に対する同様な重視は、横浜事件の控訴審<sup>56</sup>でも、秋田事件控訴審<sup>57</sup>でも現れた。しかも、秋田事件控訴審は、「被害者として不自然・不合理の行動」から供述の信用性を否定するという従来の判断枠組み全体について、次のように強調している。「被控訴人や控訴人の行動が……一義的な経験則が該当する領域ではなく、不自然・不合理を理由に控訴人の被害体験を否定しようとする被控訴人の主張が成功しているとは認め難い。」

さらに、従来の偏見に基づく経験則の延長線として、従来、性的言動について合意がなかったことが認定されるために、相当程度の抵抗の存在または抵抗を著しく困難にするほどの暴行や脅迫が要求されていた。それに対して、京大矢野事件<sup>58</sup>から、裁判所が重要視する考量要素は、抵抗を著しく困難にするほどの暴力・脅迫の存否や被害者の表面的な拒絶態度の如何から、当事者双方の権力関係、明確な拒否やすぐ告発ことできない性被害者特異の精神状態に転換した。この転換の流れは、後の下級審裁判例によって確固としたものとされ<sup>59</sup>、それを確認した最高裁判決<sup>60</sup>も登場した。

## 2 違法性評価における「加害者中心主義からの脱却」

1990年代に福岡事件という画期的な判決が下されるまでの長い間に、性犯罪に明白にあたる場合を除き、働く女性が職場で受けた性的嫌がらせは救済に値する人権侵害とみなされなかった。逆に、社会生活をしている以上、女性がそれを受忍する必要があるのは常識であった。

そこで、セクシュアル・ハラスメントに関する実質的な最初の裁判例である福岡事件では、被告男性上司による一連の性的中傷について、福岡地裁は、以下のように判示した。「……いずれも異性関係等の原告の個人的性生活をめぐるもので、働く女性としての原告の評価を低下させる行為……原告の意思に反し、その名誉感情その他の人格権を害するものであることは言うまでもない。……原告の職場環境を悪化させる原因を構成するものともなった」。しかも、社会現実の構造および女性にとって性的嫌がらせの特殊の意味に着目しつつ、以下のように判示した。「現代社会の中における働く女性の地位や職場管理層を占める男性の間での女性観等に鑑みれば、本件においては、原告の異性関係を中心とした私生活に関する非難等が対立関係の解決や相手方放逐の手段ないしは方途として用いられたことに、その不法行為性を認めざるを得ない。」さらに、本件の被侵害利益について、裁判所は「女性としての尊厳や性的平等につながる人格権に関わるもの」という「権利」の構成によって、被告による性的嫌がらせが相当の違法性を有し相当の精神的苦痛をもたらすものであると判断した。

こうしたセクシュアル・ハラスメント被害の権利化の流れは、多数の下級審裁判例に踏襲され、法益の中身も「性的自由」「性的自己決定権」など、多様な言葉<sup>61</sup>が見られる。それらを支持する最高裁判決<sup>62</sup>も現れるに至った<sup>63</sup>。

さらに、日本の裁判例における違法性判断をめぐる諸考慮要素の中身から見れば、同一の言動につき行為者と相手の感覚が大きくズレているとい

う困難点に直面するとき、裁判所は当該言動に対する加害者の主観的意図（害意）に囚われていない<sup>64</sup>。典型例として、東京地裁2005年4月26日判決<sup>65</sup>では、被告男性教授が女性学生に恋愛感情を抱きこれを当該学生に告白した行為につき、東京地裁は、その動機は単に恋愛感情であることを認めつつも、当事者の地位関係と被害者の感受性に着目して、「指導教授としての立場を利用し、原告の意に反し、再三にわたり好意をほのめかし、恋愛感情を直裁に告白する言動に出たものであり、同行為は不法行為に該当する」と判示した。

以上のように、日本では、社会常識に浸透していたセクシュアル・ハラスメントの違法性に対する違和感が、人格的権利の構成によって覆されてきた。そして、不法行為としての違法性を評価するにあたって、加害者中心から脱却しつつあると言えるのであろう。

## 4 使用者責任の普遍化

前述したように、日本法において、1990年代の福岡事件まで、職場での性的嫌がらせについて、その職務との関連性が社会通念上認められておらず、使用者責任が問われることもなかった。そこで、初めてセクシュアル・ハラスメントについて使用者責任を肯定した福岡事件では、福岡地裁は、まず行為の職務関連性について、行為の具体的な態様、内容、対象に留意しながら、以下のように述べて職務関連性を問題なく認定した。「一連の行為は原告の職場の上司としての立場からの職務の一環又はこれに関連するものとしてされたもので、その対象者も、原告本人のほかは、同被告の上司、部下に該たる社員やアルバイト学生又は被告会社の取引先の社員である。」また、原告と使用者との関係では、「社会通念上伴う義務として、労務遂行に関連して被用者の人格的尊厳を侵しその労務提供に重大な支障を来す事由が発生することを防ぎ、又はこれに適切に対処して、職場が被用者にとって働きやすい環境を保つよう配慮する注意義務」を措定した。これは、当時すでに判例法理として確立された安全配慮義務の拡

大・延長として、労働者の生命・身体の安全だけでなく、精神的、人格的な利益が侵害されないよう配慮することも義務の範囲内とするものである<sup>66</sup>。

こうした環境配慮義務の指定は、福岡事件以降の裁判例において、安全配慮義務法理と同様に、様々な法的根拠や法的構成のもとで応用されてきた。例えば、不法行為構成のもとで、直接加害者の責任を前提として民法715条<sup>67</sup>または同法旧44条1項<sup>68</sup>に基づき使用者の代位責任を問う裁判例以外にも、環境配慮義務を企業や大学等組織自身の作為義務として、企業や大学の709条による不作為不法行為責任を認める裁判例<sup>69</sup>もある。他方、債務不履行構成のもとで、この環境配慮義務を社会通念上ないし雇用契約（教育研究の場では在学契約<sup>70</sup>）上の付随義務として、その違反から415条による使用者の債務不履行責任を認める裁判例<sup>71</sup>もある。上記の多様な法的根拠や法的構成は互いに排他的なものではなく、むしろ、異なる責任構成における要件が微妙に異なるため、裁判所が（当事者の請求に応じて）複数の責任構成を検討することによって、救済の拡充を果たしている<sup>72</sup>。

その結果、セクシュアル・ハラスメントは単なる個人的で偶然的な問題ではなく、使用者にそれを予防・防止する義務があり、使用者が適切な対処措置を取らなければ当然に法的責任を負うのは共通認識として広がるようになった。

## 5 日本法での到達点

もちろん、日本法におけるセクシュアル・ハラスメント法理は、理想的な形で被害者の救済を徹底しているまでは至っていない。特に、損害賠償額の算定における欠落は学説によって屢々指摘されている<sup>73</sup>。

にもかかわらず、1900年代、初めてセクシュアル・ハラスメント被害を正面から提訴し勝訴した福岡事件以降の最初の10年間、同様の事案の提訴はすでに100件を超えている<sup>74</sup>。その成果として、裁判例の積み重ねの中で形成されてきた法運用・法解釈の変遷によって、セクシュアル・ハラスメ

ント被害者が加害者個人の責任および使用者責任を追及する際に高い勝訴率で救済される点は、学界から肯定的に評価されている<sup>75</sup>。

## 第三章 フェミニズム法学から見た法理の形成

前述の日本法における法運用・法解釈の転換は、単に立法・学説の精緻化や裁判例の蓄積によって、裁判官がより全面的・柔軟的に諸事情を衡量し、妥当な法技術で問題をバランスよく解決できるようになった、という説明だけでは不十分である。その背後には、法秩序に内在する価値観念的な要因があると考えらるべきであるというのが、本稿の立場である。

なぜならば、セクシュアル・ハラスメントは、社会の変化によって「新たに生み出された」問題ではない。牟田和恵が指摘したように、日本の江戸文学の世話物や演劇では、大店の跡取り息子や番頭が女中や使用人の女性にむりやり「手をつける」話が定番物語となっており<sup>76</sup>、セクシュアル・ハラスメントは、歴史的に普遍的な事実として存在している。それゆえ、従来の伝統的な法理が「セクシュアル・ハラスメントの存在および判断の困難さを予想しなかった」から十分に対応できなかったというより、むしろ、従来の法理が「セクシュアル・ハラスメントは加害者・使用者の責任を認めるべき問題ではない」という暗黙的な価値判断を下した上、セクシュアル・ハラスメント問題を法の外に放置してきたというべきであろう。

したがって、日本法で見られるような法運用・法解釈の転換は、ある一貫した価値観のもとで、新たな問題を解決するために法の運用・解釈が変化したことによるのではなく、古くから存在する問題に対する価値判断が変化したからこそ、表面的な法運用・解釈が変化したのである。

このような観点からすると、中国法におけるセクシュアル・ハラスメント法理の形成が停滞している要因とは何か、という本稿の問題意識に戻ると、表面的な法運用・解釈の変化を観察するだけ

では十分ではない。日本法におけるセクシュアル・ハラスメント法理形成に関する経験をより深く理解するためには、特定の法運用・法解釈は、いかなる価値観への要求のもとで、特定の流れに沿って動いているのかを検証する必要がある。

## 第一節 従来の伝統法理と男性中心主義的な法秩序

### 1 男性中心的な社会常識をそのまま反映した経験則

日本法上セクシュアル・ハラスメントの事実認定に関する経験則に関する明白な立場転換について、まず検討しなければならないのは、次のような疑問である。なぜ、「セクシュアル・ハラスメントを受けた女性は皆、力を尽くして、激しく抵抗したり逃げたりするはず」という当初裁判官が想定していた被害者の行動パターンは客観的な現実と反しているのに、長い間に、立証する必要もない経験法則として通用されていたのか。

第二章で述べたように、経験則は、個別事案に関する事実ではなく、多数の事案から抽出された法則的なし統計的な知識を指すものであり<sup>77</sup>、社会常識そのものを反映している。そして、性に関連する社会常識は、単に男女を異なるカテゴリーに分けて捉えるものではなく、女性の行動のみを支配・抑圧する性的ダブルスタンダード<sup>78</sup>である。同様に性的主張を強く示した場合、女性が男性より道徳的非難を受けやすい。「貞操」という女性だけに強制された性的忠誠心が、家父長制の歴史的な文脈において観念され根強く存在してきた<sup>79</sup>。女性が貞操を守るために必死で抵抗することは男性によって当然に期待され、男性の視点から恣意的に定義されている。すなわち、女性の性に関する「正常的」・「合理」的な行動に関する常識は、現実または女性の視点によってではなく、男性の要求と思い込みをめぐって構築されてきたのである。

したがって、従来の誤った経験則は、女性たちが自ら異議申立をするまでに、長年にわたって使われていてもその妥当性が疑われなかったのは、それが上記のような男性中心的な社会常識には反しておらず、むしろそれと合致しているためであ

る。

## 2 女性が置かれている社会構造に対する法解釈の無関心

なぜ、働く女性が従来それを受忍すべきとされたほど、セクシュアル・ハラスメントの違法性についての法的評価は現在とは大きくずれているのか。

セクシュアル・ハラスメント概念そのものの来歴からすると、セクシュアル・ハラスメントという言葉は、「単に不快な性的言動が量的に著しい程度に達していることを強調するためだけのものではない」<sup>80</sup>。セクシュアル・ハラスメントという法的概念を成立させた主唱者であるマッキノンによれば、セクシュアル・ハラスメントは広範囲にさまざまな女性に起こっており、個人の間に偶発的なものではなく、人々の間で構造的に起こっている問題である。マッキノンは、セクシュアル・ハラスメントを人種問題と比較して論じている。つまり、黒人が白人と比べて、構造的かつ歴史的に無権利状態に置かれてきた<sup>81</sup>。それゆえ、例えば人種的侮辱は、黒人に対して確かに個人的レベルで影響（人格的尊厳の侵害）を与えるけれども、決してそれにとどまるのではなく、人種隔離という「生活の中に浸透している侮辱」と系統的に結びつけて理解されている。なぜなら、人種的侮辱が繰り返し生じる理由と黒人の苦痛の源泉は、その行為の無礼さにあるのではなく、黒人が低い地位に追いやられていることにあるのである<sup>82</sup>。

そして、社会における女性に対する性差別の歴史は、人種差別と同様に、「長く、悪質で、破壊的で、根拠のないもの」である<sup>83</sup>。近代社会になってからも、女性という集団が、男性と比べて、水平的職務分離、垂直的階層化、収入の不平等といった劣等的な地位に置かれており、女性の採用、継続雇用、昇進など生計にかかわる大切な機会は、男性上司の容認や親切に依存している。その上、伝統的な家庭内の性的役割の延長線として、女性が職場でも性的存在として取り扱われるとともに、「女性向け」とされる性的役割に定められた仕事

に就いている。これらの仕事は、「男性向け」の仕事と比べて、低賃金、単調重複作業、昇進可能性が低いだけでなく、単なる補助的な職でもなく、それ以上に、従順な態度、魅力のある化粧と服装、笑顔サービスといった業務以外の面で男性の自尊感情を支える資質が求められている。その結果、女性にとって、性的役割に基づく魅力によって男性上司を喜ばせたり、ご機嫌とったり（男性の性的誘いに応じる姿勢も潜在的に含む）することは、経済的結果が伴うことになる<sup>84</sup>。女性が、このような性的不平等と経済的な不平等の現実<sup>85</sup>に置かれている。

そして、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、まさにこうした女性の性的不平等と経済的不平等を一点に集中して強化させる仕組みとして、女性の労働上の地位の低さの原因であり結果でもある<sup>86</sup>。牟田和恵が指摘するように、セクシュアル・ハラスメントは「性的な面で苦痛や不快を被るだけでなく、そのことで職業上の立場や仕事の環境が脅かされるものである」ため、「性的被害の程度にかかわらず、キャリア、職業生活、人生設計や生計を危うくする労働上の被害」でもある<sup>87</sup>。だからこそ、セクシュアル・ハラスメントを経験した多くの女性が、それを「死活問題」として、怒りや恐怖のほかに、屈辱や自尊感情の破壊、告発のしにくさからの疎外感、女性である以上どうしても無いとの無力感などを感じたのである<sup>88</sup>。すなわち、女性にとってセクシュアル・ハラスメントを受ける被害の意味を理解するためには、人種的侮辱のように、上記社会的、歴史的、構造的な文脈を抜きに語れないのである。

しかしながら、セクシュアル・ハラスメント法理が形成する以前の伝統的な法秩序のもとでは、女性が置かれている社会的、歴史的、構造的な文脈がまさに抜け落ちてしまった。岡野八代が指摘するとおり、「リベラリズムの特徴の一つである個人主義は、経験的な社会から何も負わない unencumbered、あるいは、経験的社会へと足を踏み入れる以前の a priori ひとのあるべき姿、つまり、道徳的人格を何よりもまず平等に尊重し

なければならない、という道徳的要請に起因する」。ゆえに、この要請に応じた自由主義的な近代法において、平等が普遍化され、すべての人が人種、信条、性別、社会的身分などを問わずに、平等な法律の下で平等な保護を受けるとされている。法は、中立な立場から、人々の属性や地位における差異を捨象し、個人の均質化によって平等の普遍性を担保している<sup>89</sup>。

伝統的な近代法原理のもとで、セクシュアル・ハラスメントの被害者も、女性としての属性や地位からきり離された、均質的で普遍的な人間である。前述した女性の性的不平等・経済的な不平等と、セクシュアル・ハラスメントによるこの二つの不平等の相乗効果とともに、「法の下での平等」を妨げる外的条件として捨象し無視された。その帰結として、セクシュアル・ハラスメント被害の構造的な重みは、単に一人の人間によるもう一人の人間に対する逸脱した性的言動そのものに還元され、軽く扱われてきた。

そして、現実で属性や地位を問わなくても権利が平等に保障されるのは、結局、現実で属性や地位の差異によって不利益を被っていない人間だけである。性別の次元で、このような人間は、現実社会で性的・経済的な権力関係の優位にある者、すなわち男性に限定されている。言い換えれば、従来の伝統法理のもとで、違法性評価にあたって、法解釈の物差しは「普遍的な人間」の外見を有するものの、実質的には暗黙的に男性の立場に限定され、男性の視点を中心としていながら、女性だけに限定される歴史的な経験や視点を排除してきたのである。

### 3 使用者責任における女性固有の経験・利害の周縁化

前述した通り、セクシュアル・ハラスメントの発生は労働や教育の場での権力構造と密接不可分であり、被害の結果も労働や教育における生計や人生設計で深刻な不利益を招来する。にもかかわらず、歴史上の長い間、単に「性的なもの」であることから、安易に個人の不運として、事業執行

性が認められにくく、使用者責任とは無関係なものとみなされてきたのは、なぜなのか。

答えとして、端的に言うところ、セクシュアル・ハラスメント被害は、古くから社会の中心で「普遍的な人間」とされている異性愛男性にとって実感できないものであるから、と考えられる。男性が普遍的に実感できる被害の場合、それが社会の重要な事柄として、法の介入がより積極的なされることが想像できる。日本法を例にとると、例えば、職場での喧嘩を契機として、休憩時間中に従業員の間で暴行が行われて従業員が負傷した場合、暴行や傷害といった行為は、職務の「方針」ではなく職務の「外形」とも無関係な事実的不法行為にすぎないことが、共通認識として認められている。にもかかわらず、暴行は職務との密接関連性が認められ、使用者の過失を問わずその責任が課されることは、早くから1969年に最高裁によって確認されている<sup>90</sup>。

それに対して、「性的な」被害は、生命や財産の被害とは異なり、圧倒的な多数は女性に起きており、生計や人生設計のダメージを含めて、特に女性だけに対する深刻な意味を持っている。こうした男性が実感できない侵害は、使用者との関係で法が積極的に介入すべき問題ではないとして、異例的・個人的な不運として放置されてきた。しかも、従来セクシュアル・ハラスメント自体の有害性すらも認識されず、法と社会が女性たち自らの権利主張に対して強い反発・抵抗を示していることから、このような現象は決して単なる「当事者が請求していなかったから」という弁論主義の帰結ではない。法的マイノリティを研究する神長百合子が批判するように、女性が法的マイノリティとして扱われてきた歴史の中で、その経験や利害は社会の中心的価値の中では無視され、犠牲にされてきた。この無視・犠牲が許される事実と同時に、「マイノリティの経験や利害は法の保護すべき「正当な」価値ではないと感じる心理的状态ないし「常識」を生み出す結果に結びつくことになり、法的マイノリティの経験にはマージナル性が付与されてきたのである」<sup>91</sup>。

## 第二節 セクシュアル・ハラスメント法理形成と法秩序の変更

以上は、日本法の経験を例として、セクシュアル・ハラスメント法理が生成する以前、裁判所による個々の判断を背後で支配しているのは男性中心主義的な法秩序であることを示した。しかも、個人の均質化がもたらす法の普遍的・中立的な外見によって、法運用・法解釈にはこうした暗黙的な価値判断が付いていることが意識されなかった。そして、反対に、日本法上の法運用・法解釈における特定の変遷はいずれも、女性の立場の周縁化という状況を理解し、それまで疎外されてきた女性の固有の視点を取り込んで可視化することを前提しているものである。ここで留意しなければならないのは、女性の視点を取り込むということは、日本法におけるセクシュアル・ハラスメント法理の転換点となった横浜事件および秋田事件控訴審の訴訟代理人である渡辺智子の言葉を借りると、「被害者の主張が認められるためのプラス要因というほどのものではない。ただ、これまでマイナス状態であったものが、ユートラルになっただけのことである」に過ぎない<sup>92</sup>。

## 第三節 小括

以上の検討は、中国におけるセクシュアル・ハラスメント法理形成を説明することにも有効である。中国法上セクシュアル・ハラスメントに関する法運用・法解釈は、今日まで依然として女性の視点を欠落し周縁化していながら、法の普遍的・中立的な外見に囚われており、そこにある暗黙的な価値前提が意識されていないと考えられる。

だからこそ、序章の先行研究に対する紹介で見られるように、多くの中国法学者から見れば、何らかの方法で裁判官の自由裁量権を被害者に有利の方向で格別的に制限しないと、原則として被害者に不利な判断基準が発動することになる。恐らく、法院ないし立法者は、それらの問題点について、常に次のような両立困難で二者択一的なジレンマを想定しているのであろう。まず、事実認定にあたって、実質的正義を求めて積極的に推認を

行い、無実な男を冤罪に陥れるリスクに向き合うべきか、それとも、被害者に高度な証明責任を課して、本当の加害者を見逃しても法的手続的正義を守るべきか。そして、性的言動の違法性を評価するにあたって、法の中立性・普遍性を犠牲して女性の感受性に特別に配慮すべきか、それとも、女性の特殊な感受性を無視し法の中立的な価値を守るべきか。さらに、使用者責任を判断するにあたって、法の確実性・原理性を犠牲して、特殊の政策的な配慮をすべきか、それとも、法の予測可能性を守るために、現状維持を選択すべきか。

このように、男性中心的な法秩序における女性の構造的な劣位（マイナス状態）は、法の普遍性・中立性の外観に隠されて、客観的で自然な秩序かのように正統化されている。第二波フェミニズムが常に批判しているように<sup>93</sup>、法は社会の権力構造の関係で決して中立ではないのに、合理的、客観的、抽象的であり、原理原則性を備えていると仮定されるから、女性のみが置かれている立場や経験は、「非合理的」で「特殊な」ものとされ、法に拒否されている。セクシュアル・ハラスメント被害者（女性）の視点や利害を軽視することは、法の形式的理性を維持するための代償とされ、「マイナスからニュートラルへ」に対する拒否ではなく、「ニュートラルからプラスへ」に対する拒絶に過ぎないことになった。したがって、わざわざ法理の現状を実質的に変える必要性がない、という結果になってしまった。

以上をまとめると、中国法において、セクシュアル・ハラスメント法理が長年間停滞している要因は、単にセクシュアル・ハラスメント事案の困難点を克服するための法技術の進展が遅れているだけではない。その要因はより根本的に、既存の男性中心的な法秩序に対する省察が欠き、その必要性さえも浸透されていない中で、女性の固有の視点が一貫して抜け落ちてしまったことにあるのである。

## 第四章 事実としてのセクシュアル・ハラスメント法理の形成

それでは、なぜ、中国法だけにおいて、セクシュアル・ハラスメントに関する最初の裁判から20余年を経過し、その間に頻繁な法制度整備も行われているにもかかわらず、女性の視点が抜け落ちたまま、既存の男性中心的な法秩序に対する省察には至っていないのか。それを阻害しているものは何か。本章は、セクシュアル・ハラスメント法理形成の過程を事実として、その中でいかなる原動力がどのように作用しているのかに焦点を当てて、社会的・歴史的背景を考察していく。日本法の経験を手がかりにして、中国法上特有の課題を明らかにする。

### 第一節 立法過程における限界

すでに第一章で述べたとおり、中国法では、2005年以来、セクシュアル・ハラスメント被害の救済に関する法制度の整備が精力的に行われてきた。しかしながら、その立法背景において、次のような特徴と問題点が見られる。

#### 1 男性優位の社会構造自体に対する批判への回避

中国において、女性の権利に関するアジェンダ設定は、従来から強く権力的な制約を受けている。Wang Zhengは、社会主義時期の中国では、国家フェミニストたち<sup>94</sup>が女性の代弁者として、家父長制的な社会構造自体に対するチャレンジや女性固有の権利要求を掲げた場合、当局に抑圧されるため、フェミニズムへの関心を隠さなければならない政治環境を描き出した。こうした環境の中で、国家フェミニストたちは、女性の権利獲得に関する行動の正当性と資源を獲得するために、共産党の権威に訴えかけながら、自分たちの主張を男性主導の党のアジェンダ<sup>95</sup>に組み込むようにするという戦略、つまり、いわゆる隠蔽の政治（a politics of concealment）をとらなければならなかった<sup>96</sup>。1978年改革開放以降、女性の権利擁護や男女平等に関する言説がタブーではなくなったものの、

それは権力的な制約が解消されたことを意味するわけではない。なぜなら、女性の権利利益とは何かに関する定義・解釈は、党と党が支持する国家フェミニストが依然として決定的な役割を占めており、広範に開かれた討議によるものではなく、党の国政運営の目標の一部としてトップダウンで定められたのである。あらゆる女性の権利獲得に関するロビー活動は、それらの定義・解釈に基づいて展開しなければならない<sup>97</sup>。言い換えれば、中国の立法過程において、「女性の権利利益」という概念の中身は相対化され、女性の固有の視点や利害というよりもまず、国政運営の手段として、国家の経済発展と社会の安定化の要求に従属している。

具体的には、計画経済から市場経済への体制転換につれて、女性が自律的主体として中国の近代化経済建設への参加が求められる中で<sup>98</sup>、女性の権利利益に関する定義・解釈は、市場主義的な言説として現れている。すなわち、女性の個人的な資質〔素質〕の向上に焦点を絞る一方で、女性の性別役割分業は、正常なものとして合理化ないし強調されている。それがもたらしている女性の性的・経済的な従属地位、さらに女性の労働市場ないし社会における劣等地位を強化する男性優位の社会構造は問題視されていない<sup>99</sup>。しかも、市場経済体制の導入とともにマルクス主義的な階級分析概念が新しい政治的なタブーとして捨て去られてしまったため<sup>100</sup>、女性が置かれている社会構造的な不平等は、単に見落とされたのではなく、意識的に回避されているのである。その結果、これまで女性の権利獲得のために当局に影響を与えようとするロビー活動は、政治体制・経済体制における男性優位の社会構造自体に対するチャレンジを戦略的に回避しながら行ってきた<sup>101</sup>。

## 2 個人的な不運としてのセクシュアル・ハラスメント

男性優位の社会構造自体に対する批判を回避する立法背景は、セクシュアル・ハラスメント自体の女性抑圧構造および男性中心的な法秩序に対す

る告発とは本質的に相容れないものである。実際にも、中国におけるセクシュアル・ハラスメントに関する立法活動も、こうした制約の影響を受けたと見受けられている。

当初、1995年中国社会科学院社会学所に所属する唐燦が、初めて中国におけるセクシュアル・ハラスメント問題の存在と深刻さを披露した実証研究を発表した。しかしながら、同研究は、香港の新聞に転載されたことを契機に、当局に社会の安定団結と国家イメージを害した「毒草」と見なされ、著者本人も複数回の反省文を書くこと余儀なくされた、との報道が見られる<sup>102</sup>。そして、国際社会の影響のもとで、セクシュアル・ハラスメントに関する議論が解禁され、立法アジェンダとして関心を集めるようになった以降でも、政治体制・経済体制における男性優位の社会構造自体を問い直すような姿勢が見られなかった。

立法の審議過程について詳細な資料は公表されていないが、他の周辺的な資料から立法者・起草者の意思を間接的に探究することができよう。まず、初めてセクシュアル・ハラスメント規制に関する明文規定を盛り込んだ2005年女性権利利益保障法の立法過程において、同法の草案が全国人大常務委員会の審議に提出された2ヶ月前、立法機関である全国人大内務司法委員会から草案の起草依頼を受けた中華全国婦女聯合会は、国際労働機関（ILO）と共催で「労働の場におけるセクシュアル・ハラスメントに反対する国際セミナー」を開催した。この国際セミナーには、中華全国婦女聯合会とILOだけでなく、経済界、全国人大常務委員会法律工作委员会、最高人民法院の構成員など立法作業に関わる政治的エリートが参加した。会議では、セクシュアル・ハラスメントの発生原因について、女性の労働市場での弱い立場とジェンダー不平等の権力構造、というILOの認識に対して、中国側の政治エリートたちが、それを国家の近代化経済建設の言説に融合させ、主に①道徳的撤廃（被害者を沈黙させる文化を含めて）、②計画経済から市場経済への体制転換による権力監督の不足と個人間の権力格差による権力濫用、に

求めている<sup>103</sup>。また、同法の起草作業を担当した専門家起草部会会長である巫昌祯は、セクシュアル・ハラスメントの発生原因について、以下のように述べている。「市場経済の発展に伴い、人々の交流が頻繁になった一方、人々の素行〔素質〕がまちまちである。このことが、客観的にセクシュアル・ハラスメントの可能性を生み出した」<sup>104</sup>、「民営企業家は全体的に素行〔素質〕が良くなく、性的にはあまり人を尊重していない」<sup>105</sup>。その上、巫は、セクシュアル・ハラスメントの潜在的被害者である女性の立場について、以下のように述べている。「女性は私利私欲のために上司によるセクハラを受け入れるべきではない」<sup>106</sup>、「女性は自分の資質〔素質〕高め、身だしなみに気をつけ、自重自愛すべきだ」<sup>107</sup>。

以上の立法者・起草者の理解は権力格差や社会文化を問題視しており、一見、男女間の権力関係を重視する国際的なラディカル・フェミニズムたちの批判とは類似するように見えるが、本質的な違いがある。すなわち、(性別役割分業に起源する)男性優位の社会構造がセクシュアル・ハラスメントの原因であることを認めないのである。このような認識のもとに、「権力格差」がセクシュアル・ハラスメントを助長することは認められるかもしれない。もっとも、市場経済体制への転換は国政運営の目標であるが故に絶対的な正当性を有するため、そこで形成された「権力格差」は、特定な集団(性別・階級・出身地域など)のものではなく、偶然的な結果としての「個人間」の権力格差である。そのような権力の濫用・悪用も、たまたま性的な形で、男性による女性に対する性的いやがらせとして表現されている。それは構造的に生み出されたのではなく、性別とは何らかの必然的な関係性もなく、素行が悪い個人による例外的な逸脱問題に過ぎないのである。このような個人的な不当行為に対して、女性が妥協せず、襟を正して自分の資質を向上させれば避けられるか、少なくとも被害を抑えられるはず、ということになる。

他方、セクシュアル・ハラスメントに関する使

用者責任が長年の法整備において受容されにくいことの要因は、まさに上記のような発想にある可能性も考えられる。セクシュアル・ハラスメントの本質を個人的な逸脱行為として捉えるような出発点からすると、その予防・防止は、使用者の本来あるべき責任というより、あくまでも使用者がその予防・防止効果の最大化に資する立場にあるがゆえに、例外的な社会的責任として求められることになる。だからこそ、複数回の法整備のいずれにおいても、使用者のセクシュアル・ハラスメント予防・防止義務は、象徴的な宣言にとどまっており、拘束力がなく、自発的履行が期待される。たとえ2023年女性権利利益保障法では、使用者のセクシュアル・ハラスメント措置義務違反の対応策として、検察による勧告または公益訴訟ができるような制度が新設されたとしても、その拘束力は、「社会公益を害する」という例外で極端な場合に限定して発動し得るため、その実効性があまり期待できないと考えられる。

## 第二節 司法過程における限界

### 1 日本法の経験

日本における女性の権利獲得に関する法形成の背景には、統治原理的側面では中国法と本質的な相違点が多く存在する<sup>108</sup>ものの、中国法と共通している制約は見られる。例えば、立法における行政官僚の優位性および女性の周縁化と排除<sup>109</sup>、裁判規範性のある差別禁止立法がないこと、制定法主義の下における政治的問題に関する司法消極主義<sup>110</sup>、社会における男女平等度が世界的にかなり遅れている現状<sup>111</sup>といったものが挙げられる。実際にも、日本におけるセクシュアル・ハラスメントに関する立法整備は、新たな法理を創出するものではなく、裁判が積み重ねられた結果を確認し改良したものにすぎない。その代わりに、第二章で述べたように、日本におけるセクシュアル・ハラスメント法理は、訴訟現場での個々の判決によって生成され、次の裁判例の確認と繰り返しの中で裁判規範として定着してきたものである。すなわち、日本法上、中国法と類似する制約を埋め合わ

せ、女性の視点を取り込んで法運用・法解釈における転換を実現したのは、司法過程においてである。

それでは、なぜ、日本法における司法裁判は、従来の男性中心的な立場を（ある程度）変えて、女性の視点を取り込むような姿勢に転換したのか。その中で、いかなる原動力がどのように作用しているのか。これを解明するために、以下では、日本法上のセクシュアル・ハラスメント法理の形成過程において、セクシュアル・ハラスメントの違法性、使用者責任、事実認定における経験則について、女性視点の取り込みが本格化された転換点となった福岡事件と秋田事件という二つの事例を取り上げて、その社会的背景事実を考察していく。

## (1) 歴史的考察

### ① 福岡事件

第二章、第三章で述べたとおり、福岡事件は、日本におけるセクシュアル・ハラスメント問題を初めて可視化した最初の裁判例である。それまでに、職場での性的嫌がらせは、働く女性であれば「よくある話」で、受忍限度の範囲内に捉えられてきており、使用者責任を問うことも前代未聞であった。これに対して、女性協同法律事務所を運営している辻本育子弁護士は、原告女性の相談依頼を受けた当初から、当該女性が受けた性的嫌がらせが原告女性個人だけの権利救済をめぐる紛争だけではなく、働く女性全体の経験と利害と共通している普遍的な問題であると判断した。そして、働く女性たちにとって「よくある話」であること自体、言い換えれば、今までの受忍限度論の衡量基準である社会常識ないし社会規範そのものを問題視した上、男性中心的な社会常識への挑戦を裁判活動の出発点とした<sup>112</sup>。そのために、原告女性と弁護士は、原告女性個人の利益というより、女性全体の利益を優先して反映するよう行動してきた<sup>113</sup>。この意味では、福岡裁判が、最初からフェミニズム運動として展開されたものであると言えるのであろう。そして、弁護士団と市民および市民

団体を巻き込んだ結果、女性19名の大弁護士団と、「あごら九州」というフェミニズムNGOのメンバーを中心として、「職場での性的嫌がらせと闘う裁判を支援する会」（以下「支援会」と記す）（最終的には全国にわたる会員370人<sup>114</sup>）が結成された<sup>115</sup>。

そこから始まった裁判支援運動は、既存の男性中心的な社会規範の歪みに対する告発及び裁判所の視点転換に不可欠な役割を果たしてきた。まず、提訴準備の当初、原告女性も弁護士たちも、アメリカフェミニズム法学に起源したセクシュアル・ハラスメントという問題構成・法的構成の存在を知らなかった。原告女性が複数の女性団体を訪問し裁判支援を求めている際、「働くことと性差別と考える三多摩の会」という団体がアメリカのセクシュアル・ハラスメントガイドブックを翻訳し原告側に紹介した。まさにこのことを契機に、加害者個人のみならず、職場における性的嫌がらせを放置した会社側の使用者責任を追及できるような法的構成が作り出されたのである<sup>116</sup>。また、セクシュアル・ハラスメント問題の実態、特に、それが原告女性一個人の特殊な問題ではなく、働く女性にとって普遍的で深刻な問題であることを立証するために、「三多摩の会」は支援会の協力のもとに、「セクハラ万人アンケート」を実施し、その結果を『女6500人の証言』という本にまとめて証拠として裁判所に提出した<sup>117</sup>。それ以外にも、裁判の費用徴収・援助、裁判傍聴、世論形成に向けたニュースレターの発行、集会、出前講座などの広報活動、当事者のプライバシー保護といったことも、裁判支援の典型的な取り組みとして日常的に行われてきた。さらに、裁判支援運動の展開の中で、全国各地の女性問題を考えるグループとのネットワークが広がり、情報交換、資料交換、活動協力も頻繁に行われてきた。

福岡事件を端緒として、職場における性的嫌がらせが違法な行為として、加害者個人と使用者責任が問われる法的構成に対する認識が広がり、同種の提訴や告発が現れ始めた。福岡事件で原告が勝訴した同年に宇都宮、横浜セクハラ事件の裁判、

翌年に熊本市議バドミントン協会事件、秋田事件の裁判が提訴されており、訴訟を通じた権利主張が10年間100件以上に超えて、「裁判の結果は高い勝訴率に結実した」<sup>118</sup>。

## ② 秋田事件

秋田事件においても、弁護士と市民及び市民団体を巻き込んだ裁判支援運動が、福岡事件でのそれと同様に、裁判所の立場の転換と原告女性の逆転勝訴に不可欠な役割を果たしてきた。第二章で述べたとおり、秋田事件の一審判決は、2年前の横浜事件の一審判決が採用した「強姦神話」とも言われる経験則を踏襲して、被告による性的言動に対して原告女性が抵抗しなかったことに基づき、原告の供述の信用性を及び強制わいせつ事実の存在を否定した結果、原告女性が敗訴した。そこで、一審の途中から相談と裁判傍聴活動を行ってきた「女のホットライン」という女性団体を中心として、「秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会（以下、支援会と記す）」が東京で形成された<sup>119</sup>。それと同時に、地元秋田では、コミュニティー・ユニオンと連合秋田中央地域協会を中心として、「秋田・農業短大セクハラ訴訟を支える会」が形成された<sup>120</sup>。他方、福岡事件の代理人の一人であった角田由紀子弁護士、横浜事件の代理人の渡辺智子弁護士、労働事件と女性人権に関心を持っている中野麻美弁護士も、女性弁護士団を結成し、控訴審の裁判支援運動を始めた<sup>121</sup>。

その中で、裁判の立証計画の一つの柱として、「全国意見書運動」が展開された。それは、単なる裁判に対する意見ではなく、公正判決を呼びかける署名でもなく、一審判決が採用した男性中心的な経験則を正面から取り上げて、現実に性暴力の被害を受けたときの対応はさまざま、一義的な経験則が存在しないことを証明するために、原告女性以外のたくさんの人が実名で自分の言葉で自分の実体験を文章にしてもらい、それを書証として裁判所に提出する運動である。全国にわたって数多くの市民団体の協力をも巻き込んだ結果、

医学・心理学・社会学分野の専門家を含めて、1200以上の人（集約作業を経て最終的に提出された意見書は575通）が裁判の主体として裁判に参加した。その上、フェミニズムカウンセラー河野貴代美も、専門家による鑑定意見書を提出し、本件被害事実と全国意見書運動における女性たちの体験の間を埋めて、総合的な視点から原告の主張の正当性を裏付けた<sup>122</sup>。なお、原告女性の職場の労働組合が不作為であった状況で、個人加盟の労働組合「秋田コミュニティ・ユニオン・ネットワーク」は職場側との団体交渉をはじめ、原告の労働権を守るために裁判支援に参加した。同組合が取り組んだ結果、原告女性は非常勤職員という不安定雇用の立場にいるにもかかわらず、セクシュアル・ハラスメント裁判におけるほとんどの当事者女性が退職に追い込まれるような事態を免れて、働き続けながら裁判に参加することができた<sup>123</sup>。

## (2) 示唆

### ① 裁判活動の特徴

以上より、日本法上、女性視点の取り込みが本格化された転換点となった早期のセクシュアル・ハラスメント裁判活動には、次のような三つの特徴が見られる。第一に、これらの裁判活動は、単なる特定の個人間の紛争解決にとどまらず、問題や主張を普遍化した上で、将来に向けて男性中心的な社会秩序・法秩序の変更に重心が置かれている。第二に、訴訟の関与者が開放性を持っている。当事者と弁護士に限らず、最初からまたは途中から訴訟支援者ないし主体的参加者の拡大と運動化がなされて、支援組織や既存の市民団体といった集団による人力的、情動的、経済的な支援が提供されている。第三に、訴訟と訴訟の間は、個別で孤立したのではなく、継続性と開放性を持っており、広範な訴訟関与者による成果の共有と活用が行われ、相乗作用として働いている。このような観点からすると、これらの早期のセクハラ裁判活動を、伝統的な訴訟枠組みをこえたいわゆる「現代型訴訟」「政策志向型訴訟」として捉えることができるであろう。

## ② 裁判活動の意義と役割

それでは、上記のような特徴は、裁判における女性固有の視点の受容にいかなる役割を果たしていたのか。

まず、女性たちが自らの視点に基づいて主張をあげることの前提として、女性たち自らによる活発的な法使用が必要である。佐藤岩夫は、権利主張や訴訟利用の可能性を規定する要因として、自発的結社や社会運動組織またはそれらの間のネットワークといった中間集団を取り上げ、その機能の仕方を法意識形成と資源提供という二点にまとめた。すなわち、中間集団が、その集団の性格によって交流と相互作用の回路を提供し、法意識の形成を促す作用を果たしている。それと同時に、中間集団が、法制度の利用と回避にとって決定的に重要な資源（援助）を提供しており、人々の法意識、法行動と法制度を結びつける媒介項となる<sup>124</sup>。そこで、セクシュアル・ハラスメントの場合、性的被害を公に語ることで自体が、女性を男性の性的好奇心と性的欲望の対象とする社会構造によって抑止されており、訴訟を通じて権利主張することには経済的なコストだけでなく、二次被害を受けるリスクも高いため<sup>125</sup>、被害者女性にとって、独力での権利主張のハードルが極めて高い。これに対して、既存のフェミニズム市民組織と関連するネットワークといった中間集団による交流回路と支援資源の提供は、女性たちが自らの声をあげるルートを背後から担保している。

次に、男性中心的な社会秩序・法秩序の変更に對する要請のアジェンダ化である。和田仁孝は、現代型訴訟が訴訟外で世論形成に貢献するとともに、訴訟内部で交渉の実効的場を設定することを通じて、従来不可視の問題を公共的な討議の場に可視化させる点に着目し、その機能をフォーラム・セッティングと交渉の整序・促進としての確に捉えている。その上、このような機能は、裁判所の機能ではなく、訴訟関与者が戦略的な訴訟活動の中で創造していくものと示唆している<sup>126</sup>。このような観点からすれば、「社会構造から生み出されたセクシュアル・ハラスメント」、「差別的経験則

の覆し」という論点構築に基づいて、広範な訴訟参加者を巻き込んで行なった「一万人アンケート」立証活動や「全国意見書運動」といった裁判活動戦略は、それまで法秩序で周縁化された女性の経験と視点を直接的に可視化させ、既存の男性中心的な社会構造に対する問題提起を明白に表す機能を果たしていると評価できるであろう。

最後に、これらの裁判活動の役割について、社会運動論における資源動員論の分析枠組みも有効であろう。宮澤節生は、社会運動論の分析枠組みのもとに、さまざまな裁判支援の動員活動を、裁判による権利の形成が現れ、維持され、成功する条件として捉えている。すなわち、新たな権利の形成を目指す訴訟は、権利の体系という社会体制の部分的変更を求める運動として、社会運動の一形態とみなされることができ。そして、他人の運動の成果をただで享受しようとする多くの人々が存在するため、社会運動は、重大、継続的かつ構造的な不利益の存在及びそれに対する不満から自然に発生するわけではなく、必要に応じた資源を動員できた場合のみにおいて形成され、維持され、成功に目標を達成するのである。ここでいう資源には、資金だけでなく、「リーダー、専門知識、既存組織、マスコミの支持、抽象的な照らしての正当性」など特有の資源が含まれている<sup>127</sup>。そこで、宮澤の分析を参考にして、日本法上初期のセクシュアル・ハラスメント裁判活動も、将来に向けてセクシュアル・ハラスメントを受けない権利の形成と男性中心的な経験則の排除を目的としているため、社会と法の構造の変更を求める社会運動の一つと見なされることができ、資源動員なしに自然に発生しない。事実上、第三章で述べたように、セクシュアル・ハラスメントは歴史的に普遍的に存在し、女性という集団に属する人々を抑圧しているにもかかわらず、福岡事件のように裁判過程が運動化された以前の長い間に問題視されていなかったこと自体が、その証明であろう。

## 2 中国法上の問題点

日本法の経験と比較して、以下のような中国法上の特有の問題点が存在し、司法過程における男性中心的な法秩序に対する省察を阻害している。

### (1) 裁判官の主体性の欠如

徐行が示唆したごとく、中国において、法解釈・法適用が上意下達的な体制で行われている。すなわち、中国における審級制度の下で、裁判が最終的に最高裁判所に移されることによって、判決の統一性を担保するような事後統制はできない。その代わりに、判決の統一性・等質性〔同案同判〕の要請を実現するために、最高人民法院は、司法解釈、司法解釈性文書、(事実上拘束力のない)指導性案例、個別的な問い合わせに対する回答という「重層的な説明・指示システム」によって事前統制を行い、法解釈・法適用における裁判官の自由裁量を制限している。その結果、裁判官が自ら主体的にルール形成的な法解釈を行う意欲が低下しており、機械的に法を適用する傾向がある<sup>128</sup>。

実際にも、日本でのセクシュアル・ハラスメント法理は個々の判決によって生成され、次の裁判例の繰り返しの中で裁判規範として定着されてきたのに対して、中国では、同法理の裁判例による展開はほぼ不在であると言わざるを得ない。

確かに、第一章で述べたように、基層人民法院の裁判官が2002年に立法より先行して、訴訟の現場で新たな解釈論を展開し、初めてセクシュアル・ハラスメントを人格権侵害としてその不法行為性を認めた。それ以降の裁判例も、このような人格権構成を踏襲・改良してきたことからすると、中国におけるセクシュアル・ハラスメント法理は司法によって創造されたとはいえる。また、現実には、被害者に有利な判決がないわけではない。しかも、そのうちの一部が、各級人民法院によって模範的な判決として指定し公表されている<sup>129</sup>。しかしながら、それらの「模範的な判決」は、判決の根拠として引用されることができないのみならず、事実上の拘束力もなく、あくまでも参考にな

ると思われる個別的な事例判断にすぎない。結果から見ても、それらの「模範的な判決」で形成された理論構成は、それ以降の裁判例によって確認されておらず、事実上の裁判規範として常態化されることもなく、例外的な断片にとどまっている。逆に、第一章と第二章で整理したように、それらの「模範的な判決」と比べて後退した判決は圧倒的な多数を占めている。事実認定、違法性評価、使用者責任について、法運用・法解釈は全体的に極めて慎重かつ保守的な傾向があり、日本法で見られる変遷が全くできていない。特に、今まで使用者責任を認めた判決は一例も確認できていないことから、やはり中国法は、依然としてセクシュアル・ハラスメントの本質を、従来通りに個人の不運に収斂しており、単に強姦、強制わいせつなど性犯罪より性的被害の程度が量的に低いだけのものとして捉えていると考えられる。そして、裁判官は、法の普遍性・中立性の外観にとらわれており、既存の伝統的な法理の枠組みを維持しながら、訴訟現場の当事者・弁護士や学者などによる問題提起を取り入れる姿勢が弱い。

### (2) 閉鎖的な司法環境

改革開放以降の最初の30年間、当局は国際社会への融合を積極的に求めており、対外開放戦略を進めてきた。1995年に開催され第4回北京世界女性会議の開催とともに、NGOフォーラムも併せてその直前で開催した。このことを契機に、非政府組織(NGO)という概念が初めて中国で公式的に認められるようになり、女性NGOも現れ始めた<sup>130</sup>。当初、女性NGOは国家フェミニズムと緊密な関係を保ちながら<sup>131</sup>、十分な正当性と合法性を有しており、その活動空間が広がった時期はあった<sup>132</sup>。その中で、日本法における現代型訴訟で見られた広範な訴訟参加とは異なるが、中国の女性団体も、個別的な救済だけでなく、社会への問題提起を目指しながら、セクシュアル・ハラスメントの裁判活動に取り組んだ。例えば、1995年に成立した最初的女性法律支援NGOである北京大学法学院女性法律研究サービスセンター〔北大

婦女法律研究与服务中心]は、女性権利保護に関するネットワークを設立・拡大しながら、2005年セクシュアル・ハラスメント禁止規定が最初に明文化された後、同規定を初めて適用した裁判<sup>133</sup>及び同規定を適用して初めて原告が勝訴した裁判<sup>134</sup>などの代表的な裁判活動に参加して、弁護士によるリーガルサポートとともに、専門家やマスコミを巻き込んで全国の関心を集めた。

しかしながら、近年、当局のカラー革命に対する警戒が高まることにつれて、国家安全や社会の安定を守ることを理由として、市民社会およびフェミニズム思潮への排斥・抑圧が本格化されつつある。社会文化の面において、現政権の宣伝政策では、市民社会[公民社会(civil society)]は「七大錯誤思潮」の一つとして挙げられ<sup>135</sup>、教育現場で語ってはならない対象であるとされている<sup>136</sup>。フェミニズム[女権主義]も、「西側の敵対勢力の道具」とされている<sup>137</sup>。法制度の面において、2017年中華人民共和国国外非政府組織国内活動管理法の施行によって、中国の公安機関に登録または届出していない海外のNGOから資金援助を受けることが直ちに違法な行為となり、これまで海外の資金援助に依存してきた中国国内多くのNGOは存続困難に陥った<sup>138</sup>。2016年に施行された弁護士事務所管理辦法<sup>139</sup>50条も、弁護士が署名、傍聴といった市民を巻き込んだ裁判支援運動にかかわることを違法な行為とした。執行過程においても、草の根のフェミニズム市民団体に対する締め付けが強化されている。例えば、前述した最初にセクシュアル・ハラスメントの裁判活動に取り組んだ北京大学法学院女性法律研究サービスセンターは、2010年に廃止を強いられた<sup>140</sup>。同組織がNGOとしての「北京衆澤婦女法律相談サービスセンター」と法律事務所としての「千千弁護士事務所」という二つの組織に改組され、活動を一時的に継続していたが、NGO「北京衆澤婦女法律相談サービスセンター」も、2016年に閉鎖された<sup>141</sup>。その理由について、リーダーであった郭建梅によれば、同組織が海外からの資金援助を受けていたこと、法律支援ネットワークを作ったこ

とが考えられる。なぜならば、初めての取締がなされた一年前に、同センターは具体的な影響性訴訟<sup>142</sup>活動に介入してはいけないとの警告を受けていたという<sup>143</sup>。また、同センターと同様に積極的に差別訴訟や女性権利擁護訴訟など影響性訴訟に取り組んだNGO「北京益仁平中心」も、2015年から当局によって頻繁な取締を受けており、現在は活動不能な状態に陥られている<sup>144</sup>。それ以外にも、セクシュアル・ハラスメント問題を含む女性の権利獲得運動に積極的に取り組んでいた数多くの女性支援団体は、2015年以降次から次へと当局による嫌がらせまたは直接的な強行措置のもとで運営停止した<sup>145</sup>。

### (3) 検討

中国法の以上のような閉鎖的な司法環境の下では、日本法のように、市民が広範な訴訟参加・支援活動によって、被害者女性たちの法使用を促進し、男性中心的な社会秩序・法秩序の変更に對する要求をアジェンダ化して実効性のある公共討議の場に引き出して、新たな権利形成運動に資源を動員することは、原理的には不可能である。他方で、中国における司法環境の閉鎖的な性格は、立法過程における男性優位の社会構造に対する批判への回避、司法内部における裁判官の主体性の欠如といった制約を補う道を遮断している。

その結果、中国におけるセクシュアル・ハラスメント裁判は、基本的には既存の男性中心的な社会秩序・法秩序を是とする前提に基づき、伝統的な個別的紛争解決にとどまることになった。

## 結論

第一章から第四章の検討を踏まえて、本稿の問題意識に対して、次のような結論を得ることができる。

すなわち、中国法では約20年間にわたり積極的に法整備が行われてきたものの、裁判の実態は停滞しており、有効なセクシュアル・ハラスメント法理の確立には至っていない。

日本法の経験を参照にしてその原因を検討した結果、まず表面的な要因は、中国法上の法運用・法解釈にはあるべき変遷がなされていないことにある。さらに根本的な要因は、中国法の法技術上の展開の不十分であることだけでなく、男性中心的な法秩序のもとで女性固有の経験が周縁化していることに対する無反省である。そして、中国法上男性中心的な法秩序に対する省察を阻害している要因を社会的・歴史的背景からさらに掘り下げれば、立法過程における男性優位の社会構造に対する批判への回避があると同時に、司法過程における裁判官主体性の欠如と閉鎖的な司法環境が、この立法過程における制約を補う道を遮断していることも見られる。

中国法におけるセクシュアル・ハラスメント法理の形成が直面している課題は、以上のようなものである。

<sup>1</sup> 西安市蓮湖区人民法院、判決年月日2001年12月22日。本件の結果として、セクシュアル・ハラスメント事実の存在が認められず、原告女性が敗訴した。判決文の全文は公開されておらず、判決内容の一部は、新華社の報道で確認できる。新華社「中国首例性騷擾案“全程回放”」(NEWS.SOHU 転載、2003年06月04日) <https://news.sohu.com/78/91/news209779178.shtml> (最終訪問日、2024年1月29日)

<sup>2</sup> 河南省鄭州市金水区人民法院、2002年判決。判決文の全文は公開されておらず、判決内容の一部は、檢察日報の報道で確認できる。檢察日報「手機輩段子被指性騷擾 開玩笑换来2000元賠償」(中国新聞網転載、2002年10月31日) <https://www.chinanews.com.cn/2002-10-31/26/238434.html> (最終訪問日、2024年1月29日)

<sup>3</sup> 薛寧蘭「防治性騷擾的中国之路：学説、立法与裁判」婦女研究論叢2021年第3期88～102頁、蔣月＝蘇琦＝潘錦涵「防治職場性騷擾的法律困境与完善進路——以147個相關民事訟案為樣

本」中華女子学院学報2021年第6期40～53頁、王倩＝於舒琳「職場性騷擾的救済困境及裁判出路——基于司法案例的分析」人権2022年第2期180～200頁は、その代表的な実証研究である。

<sup>4</sup> 日本語文献として、松井直之「中華人民共和国におけるセクシュアル・ハラスメント—2008年7月四川省成都市高新技術産業開發区人民法院判決—」比較法学 42巻3号(2009)159頁～168頁が見られる。中国語文献として、王利明「民法典人格権編性騷擾規制条款的解読」蘇州大学学報(哲学社会科学版)(2020)41巻4号1～7頁、王顯勇「民法典時代工作場所性騷擾的法律規制」法学470巻1号(2021)133～154頁、曹相見「《民法典》禁止性騷擾条款积論」東方論壇——青島大学学報(社会科学版)2021年第2期99～106頁、楊立新「《民法典》和《婦女權益保障法》中性騷擾規範的關聯与適用」法治社会2023年第2期39～51頁、何霞＝冉智勤「《民法典》視域下“工作場所性騷擾”的用人單位責任」人権法学2巻第2期(2023)43～60頁などは、その典型例である。

<sup>5</sup> 日本語文献として、娜仁图雅「中国におけるセクシュアル・ハラスメント規定について—中華人民共和国女性權利・利益保障法改正に関する一考察—」現代社会文化研究37号(2006)161～174頁が見られる。中国語文献として、唐安然「論性騷擾的侵權責任——以《民法典分編(草案)》為基礎」廣西政法管理干部学院学報34巻第1期(2019)49～56頁、盧傑鋒「職場性騷擾的用人單位責任——從《民法典》第1010条展開」婦女研究論叢2020年第5期、曹薇薇「我国婦女權益保障立法体系完善——以《婦女權益保障法》修改為契機」2022年第3期102頁、などがある。

<sup>6</sup> 日本語文献として、馮雪「職場でのセクハラの判断基準及び使用者責任について：中・日・米の裁判例と比較して」北大法政ジャーナル28号(2021)117～153頁が見られる。中国法文献として、北京市東城区源衆家庭与社区發展服務中心「打破沈默、拒絕妥協——中国防治職場性騷

擾法律与司法審判案例研究報告」反歧視評論第5輯（2018）33～71頁、王天玉「言辭型職場性騷擾的司法裁判邏輯」婦女研究論叢2020年9月第5期60～70頁、北京市東城区源衆家庭与社区發展服務中心「防治性騷擾法律与司法審判案例研究報告（2019－2021）」（2021）<https://china.asiafoundation.org/> 中国防治职场性骚扰法律与司法审判案例研究报告／（最終訪問日、2024年1月29日）、段国嬌「中国“職場性騷擾”概念的辨析——以《關於消除勞働世界中的暴力和騷擾的公約》為參照」反歧視評論2023年第1期290～311頁、薛寧蘭「防治性騷擾的中国之路：學說、立法与裁判」婦女研究論叢2021年第3期88～102頁、王倩＝於舒琳・前掲注（3）、蔣月＝蘇琦＝潘錦涵・前掲注（3）。

<sup>7</sup> 檢察日報・前掲注（2）。

<sup>8</sup> 例えば、判決法院不明、判決年月日2007年4月20日。判決文の全文は公開されておらず、判決内容の一部は、原告代理人が所属する法律事務所である「千千弁護士事務所（元NGO北京大学法学院女性法律研究サービスセンター）」による裁判手記で確認できる。千千弁護士事務所「小雨訴安某性騷擾案」<http://www.woman-legalaid.org.cn/news/555.html>（最終訪問日、2024年1月29日）、また、「山東北玻節能科技有限公司与吳某某勞働爭議一審民事判決書」山東省東營市河口区人民法院（2020）魯0503民初233号民事判決書、判決年月日2020年3月30日。

<sup>9</sup> 最高人民法院「關於增加民事案件案由的通知」法〔2018〕344号。

<sup>10</sup> ただし、「司法統計を容易にするため」、案由の決定基準は事件の權利義務関係とは限らず、さまざまな事実上の要素が含まれることが可能とされている。最高人民法院「关于印发修改后的《民事案件案由规定》的通知」法〔2011〕42号参照。

<sup>11</sup> 最高人民法院「關於印發《民事案件案由規定（試行）》的通知」（法發〔2000〕26号）

<sup>12</sup> 中国では2015年まで「立案審查制」を採用していた。すなわち、訴状を受け付けた後、実質的

な審査を行い、実際に当該事件を受理するかどうかを判断する〔立案〕という手続きがある。徐行「第9章 民事訴訟法」高見澤磨＝鈴木賢『要説 中国法』（東京大学出版会、2017年）219頁。

<sup>13</sup> 汪治平『最高人民法院《民事案件案由規定試行》的理解与適用』（人民法院出版社、2001）緒論2－3頁参照。

<sup>14</sup> 張紹明『反擊性騷擾』（中国檢察出版社、2003年）54頁以下参照。同旨、北京市東城区源衆家庭与社区發展服務中心2018・前掲注（6）8頁、薛寧蘭・前掲注（3）97～98頁参照。

<sup>15</sup> 「改正された『民事案由規定』を民事訴訟法第108条の訴訟要件と同一視してはならない。当事者の訴えが改正後の『民事案件案由規定』に該当する案由がない場合、受理を拒否したり訴えを棄却したりしてはならない。」最高人民法院「關於印發修改後的《民事案件案由規定》的通知」法〔2011〕42号。

<sup>16</sup> 曹建軍「民事案由的功能：演變、劃分与定位」西北政法大學學報2018年第5期122頁以下参照。

<sup>17</sup> 本稿において、中国における裁判例は、特に明記しない限り、すべて「中国裁判文書網」で掲載されているものである。

<sup>18</sup> 同旨、薛寧蘭・前掲注（3）97頁参照、王倩＝於舒琳・前掲注（3）182頁参照。

<sup>19</sup> このデータベースを用いているのは、北京市東城区源衆家庭与社区發展服務中心2018、2021・前掲注（6）。

<sup>20</sup> このデータベースを用いているのは、王倩＝於舒琳・前掲注（3）。

<sup>21</sup> このデータベースを用いているのは、蔣月＝蘇琦＝潘錦涵・前掲注（3）。

<sup>22</sup> このデータベースを用いているのは、北京市東城区源衆家庭与社区發展服務中心2018、2021・前掲注（6）。

<sup>23</sup> このデータベースを用いているのは、北京市東城区源衆家庭与社区發展服務中心2021・前掲注（6）。

<sup>24</sup> 蔣月＝蘇琦＝潘錦涵・前掲注（3）では147件。

その他の近似値として、北京市東城区源衆家庭与社区發展服務中心(2018)(2021)・前掲注(6)では合計144件。

<sup>25</sup> 蔣月＝蘇琦＝潘錦涵・前掲注(3)では87.07%。その他の近似値として、王倩＝於舒琳・前掲注(3)では85.86%。北京市東城区源衆家庭与社区發展服務中心2018・前掲注(6)によれば、2010年～2017年の間に、セクシュアル・ハラスメントを主要事実とした裁判の中の9割以上は、「加害者」側が原告として提起した「反撃」裁判である。

<sup>26</sup> セクシュアル・ハラスメントを主要事実とした裁判の中で、被害者側が原告として提起した裁判の割合について、蔣月＝蘇琦＝潘錦涵・前掲注(3)では12.93%、王倩＝於舒琳・前掲注(3)では7%。

<sup>27</sup> 事実が認定された裁判例の割合について、北京市東城区源衆家庭与社区發展服務中心2018・前掲注(6)では32.4%、蔣月＝蘇琦＝潘錦涵・前掲注(3)では28.57%、北京市東城区源衆家庭与社区發展服務中心2021・前掲注(6)では25.23%、王倩＝於舒琳・前掲注(3)では36.95%。

<sup>28</sup> 蔣月＝蘇琦＝潘錦涵・前掲注(3)では7件、王倩＝於舒琳・前掲注(3)では4件。

<sup>29</sup> 同旨、蔣月＝蘇琦＝潘錦涵・前掲注(3)47～48頁、王倩＝於舒琳・前掲注(3)190頁。

<sup>30</sup> 判決年月日2020年12月30日。判決文の全文は公式的に公表されていないが、当事者女性によってオンラインで写真の形で公開されている。邹思聰「思聰的南方紀事 | 鄧飛訴邹思聰何謙案、一審判決書在這里了」(CHINA DIGITAL TIMES 転載、2021年1月6日)  
<https://chinadigitaltimes.net/chinese/661193.html> (最終訪問日、2024年1月29日)

<sup>31</sup> 「原告单守超诉被告鶴川温泉酒店經濟補償金糾紛民事判決書」海南省保亭黎族苗族自治县人民法院、判決年月日2016年9月14日。

<sup>32</sup> 「泰康利複合材料(蘇州)有限公司与金剛労働爭議一審民事判決書」江蘇省蘇州工業園区人民

法院、判決年月日2018年4月12日。

<sup>33</sup> 「四川三棵樹塗料有限公司、馬智勇労働爭議二審民事判決書」四川省成都市中級人民法院、判決年月日2020年10月22日。

<sup>34</sup> 広東省広州市蘿崗区人民法院、2009年判決。本件は、広東省広州市中級人民法院によって2019年に「女职工权益保护典型案例」として、ウェブサイト([https://www.gdzf.org.cn/index/gzdt/content/post\\_101644.html](https://www.gdzf.org.cn/index/gzdt/content/post_101644.html)) (最終訪問日、2024年1月29日)で指定し公表されている。判決文の全文は公表されていないが、当時広く報道されており、事案概要と判決内容の一部は、中共中央政法委員会の機関紙「法制日報」で確認できる。法制日報「広州首例原告勝訴性騷擾案背後の較量」(中国法院網転載、2010年2月11日) <https://www.chinacourt.org/article/detail/2010/02/id/395265.shtml> (最終訪問日、2024年1月29日)。

<sup>35</sup> 本件について、判決文の全文は公表されていないが、一審判決(四川省成都市武侯区人民法院(2019)川0107民初1407号民事判決書、判決日2019年7月8日)、二審判決(四川省成都市中級人民法院(2019)川01民終14537号民事判決書、判決日2020年7月2日)は四川省高級人民法院によって「2020年度四川省十大典型案例」として指定され、事件概要と加害者個人の責任に関する判決内容の一部は記事で公開されている。四川省宜賓市中級人民法院のウェブサイトを確認できる。  
<http://ybzy.scssfz.gov.cn/article/detail/2021/01/id/5789505.shtml> (最終訪問日、2024年1月29日)。  
また、事件の経緯と使用者責任に関する判決内容は、本件代理人の李瑩弁護士による裁判手記(<https://mp.weixin.qq.com/s/Ow6t62oyjgGNpMRPIQQbWg>) (最終訪問日、2024年1月29日)と、澎湃新聞による報道(澎湃新聞「女子訴明星社工劉猛性騷擾案一審宣判：被告被判賠礼道歉」[https://www.thepaper.cn/newsDetail\\_forward\\_3930047](https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_3930047)) (最終訪問日、2024年1月29日)で確認できる。

<sup>36</sup> 同前掲注(35)。

<sup>37</sup> 一審管轄に関する裁定書参照。「徐伶与劉猛、

成都市一天公益社会工作服务中心一般人格権糾紛一審民事裁定書」四川省成都市金牛区人民法院（2018）川0106民初8856号民事裁定書、裁定年月日2018年9月11日。

<sup>38</sup> 「張晶晶与北京京東世紀貿易有限公司等性騷擾損害責任糾紛二審民事裁定書」北京市第二中级人民法院、裁定年月日2020年7月20日。

<sup>39</sup> 田村陽子「民事訴訟における証明度論再考—客観的な事実認定をめくって—」立命館法学5・6号（2009年）537～538頁。

<sup>40</sup> 例えば、セクシュアル・ハラスメント第一号判決と言われる最初の福岡事件（福岡地裁1992年4月16日判決 判例時報1426号49頁）。

<sup>41</sup> 例えば、秋田事件一審判決（秋田地裁1997年01月28日判決 判例時報1629号121頁）、控訴審判決（仙台高裁秋田支部1998年12月10日判決 判例時報1681号1112頁）など。

<sup>42</sup> 例えば、横浜事件一審判決（横浜地裁1995年3月24日判決 判時1539号111頁）、控訴審判決（東京高裁1997年11月20日判決 労判728号）、秋田事件一審、控訴審判決、熊本市議バドミントン協会事件一審判決（熊本地裁1997年6月25日判決 判例時報1638号135頁）など。

<sup>43</sup> この機能について詳しく論じたのは、田村陽子「『証拠の優越』原則による事実認定——秋田県立短期大学事件・仙台秋田支判平成10年12月10日」山形大学法政論叢32号（2004年）50頁以下。

<sup>44</sup> その結果として、証拠や主張がほぼ同様な事案について、裁判所によって全く正反対の認定結論が導き出されたケースがある。例えば、正秋田事件、横浜事件が挙げられる。この二つの裁判例において、セクシュアル・ハラスメント事実の存否をめぐる、当事者双方が控訴審での主張・抗弁は基本的に原審と同一なものであった。しかしながら、裁判所による判断の結論は控訴審で全く逆転された。加害者側の供述の信用性が高いという一審の結論は、控訴審では被害者側の方の供述の信用性が高いとなり、セクシュアル・ハラスメント事実の存否についても、否定から肯定に変更した。

<sup>45</sup> 谷口安平『口述民事訴訟法』（成文堂、1987）224頁。

<sup>46</sup> 秋田地裁1997年01月28日判決・前掲注（41）。

<sup>47</sup> 横浜地裁1995年3月24日判決・前掲注（42）。

<sup>48</sup> 牧田真由美「Aさんを支えよう！」秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会『セクハラ神話はもういない—秋田セクシュアルハラスメント裁判 女たちのチャレンジ』（教育史料出版会、2000年）15頁参照。

<sup>49</sup> このような経験則としての法理に基づきセクシュアル・ハラスメントに相当する事実の存在を否定したのは、前述した横浜事件、秋田事件のほか、セントラル靴事件（東京地裁1994年4月11日判決 労働判例655号44頁）などが挙げられる。これらの裁判例を詳細に検討した先行研究として、例えば、水谷英夫『セクシュアル・ハラスメントの実態と法理—タブーから権利へ』（信山社、2001年）274頁以下がある。

<sup>50</sup> 江原由美子「意見書<2>」秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会・前掲注（48）198頁以下参照。

<sup>51</sup> 相方未来「フェミニストカウンセリングの心理的ケアによる平和運動——ウィメンズカウンセリング京都における性暴力被害者のためのアドボカシー——」平和研究2023年第59号120～128頁参照。

<sup>52</sup> 福岡地裁1992年4月16日判決・前掲注（40）。

<sup>53</sup> 辻本育子「福岡判決の意義と意味」職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会『職場の「常識」が変わる—福岡セクシュアル・ハラスメント裁判』（インパクト出版会、1992年）59頁参照。

<sup>54</sup> A子（原告女性）「小さな石を投げて」職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会・前掲注（53）11頁。同旨、晴野まゆみ『さらば、原告A子—福岡セクシュアル・ハラスメント裁判手記』（海鳥社、2001）57頁参照。

<sup>55</sup> 熊本地裁1997年6月25日判決・前掲注（42）。

<sup>56</sup> 東京高裁1997年11月20日判決・前掲注（42）。

<sup>57</sup> 仙台高裁秋田支部1998年12月10日判決・前掲注

- (41)。
- <sup>58</sup> 京都地裁1997年3月27日判決（判例時報1634号110頁）。
- <sup>59</sup> 類似する判断基準を採用したのは、例えば東北大学大学院事件（仙台地裁1999年5月24日判決判例時報1705号146頁）、千葉セクシュアル・ハラスメント事件（千葉地裁1998年3月26日判決判例時報1658号143頁）などがある。
- <sup>60</sup> 例えば、大阪海遊館事件（最高裁平成27年2月26日判決判例時報2253号107頁）、最高裁第三小法廷平成30年11月6日判決（裁判所HP収録）。
- <sup>61</sup> 水谷英夫・前掲注（49）269頁。
- <sup>62</sup> 例えば、大阪市立中学校上告事件（最高裁1999年06月11日決定労働判例767号18頁）。
- <sup>63</sup> 詳細な判例研究は、水谷英夫・前掲注（49）、和田美江「セクシャル・ハラスメントの不法行為評価（1）」北大法学論集、53（5）219～272頁（2003年）。
- <sup>64</sup> 例えば、市議会議員事件（千葉地裁松戸支部2000年8月10日判決判例時報1734号82頁）。
- <sup>65</sup> Lexis Nexis JP収録。
- <sup>66</sup> 辻本育子・前掲注（53）72頁参照。
- <sup>67</sup> 例えば、横浜事件控訴審判決・前掲注（42）。
- <sup>68</sup> 例えば、金沢セクシュアル・ハラスメント（土木建築会社）事件・上告審（最高裁第二小法廷1999年7月16日判決労働判例767号16頁）。
- <sup>69</sup> 例えば、沼津鉄道工業事件（静岡地裁沼津支部1999年2月26日判決労働判例760号38頁）。
- <sup>70</sup> 在学契約上大学の教育・研究環境配慮義務を肯定した裁判例として、例えば鳴門教育大学事件（徳島地裁1998年9月29日判決）がある。
- <sup>71</sup> 例えば、京都セクシュアル・ハラスメント（呉服販売会社）事件（京都地裁1997年4月17日判決判タ951号214頁）、三重セクシュアル・ハラスメント（厚生農協連合会）事件（津地裁1997年11月5日判決判例時報1648号125頁）、仙台（自動車販売会社）事件（仙台地裁2001年3月26日判決労働判例808号13頁）など。
- <sup>72</sup> 異なる責任構成における要件、効果、立証責任等を詳しく検討したのは、内藤恵「労働契約に  
おける使用者の職場環境配慮義務の法理：職場のセクシュアル・ハラスメント、職場のいじめ・嫌がらせ等を中心として」法学研究：法律・政治・社会 82（12）（2009年）173～210頁。
- <sup>73</sup> 例えば、戒能民江「セクシュアル・ハラスメントの司法的救済とその限界」F-GENS ジャーナル7号（2007年3月）220～221頁参照。そのほかにも、角田由紀子「セクシュアル・ハラスメント——福岡裁判から24年目の到達点」ジェンダーと法2014年11号11～13頁。同旨、角田由紀子「今、なぜ、セクシュアル・ハラスメントか：職場のセクシュアル・ハラスメント再考」NWEC実践研究2019年（9）65～70頁参照。角田由紀子「セクシュアル・ハラスメント被害者の司法的救済の限界」季刊労働法268号（2020年）40～42頁参照。
- <sup>74</sup> 水谷英夫・前掲注（49）143頁参照。
- <sup>75</sup> 例えば、角田由紀子「これからのセクシュアルハラスメント裁判にむけて」秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会・前掲注（48）157頁、和田美江・前掲注（63）247頁参照。
- <sup>76</sup> 牟田和恵「セクハラ問題から見るジェンダー平等への道—問題化の歴史を振りかえって」法社会学82号（2016年3月）111頁～112頁参照。同旨、牟田和恵「防止対策強化でセクハラはなくなるか—職場の権力構造とセクシュアル・ハラスメント」日本労働研究雑誌712号（2019年11月）100頁、角田由紀子2019・前掲注（73）56頁参照。
- <sup>77</sup> 原竹裕「裁判による法創造と事実審理（五・完）」一橋大学研究年報法学研究2000年33巻229頁。
- <sup>78</sup> 江原由美子『ラディカル・フェミニズム再興』（勁草書房、1991年）138頁は、性に関する社会規範のダブルスタンダードを詳しく論じている。
- <sup>79</sup> 角田由紀子「性暴力と法：法律実務家の経験から」法社会学2001年54号53頁参照。
- <sup>80</sup> 池田弘乃『ケアへの法哲学：フェミニズム法理論との対話』（ナカニシヤ出版、2022年）80頁。
- <sup>81</sup> キャサリン・A. マッキノン（村山淳彦＝志田昇訳）『セクシャル・ハラスメント・オブ・ワー

- キング・ウィメン』（こうち書房、1999年）207頁。
- <sup>82</sup> キャサリン・A. マッキノン・前掲注（81）269頁参照。
- <sup>83</sup> キャサリン・A. マッキノン・前掲注（82）206頁。
- <sup>84</sup> キャサリン・A. マッキノン・前掲注（81）38頁～57頁参照。
- <sup>85</sup> 周知するように、この構造は世界中普遍的で共通している。日本でのそれを論じたのは、例えば牟田和恵2019・前掲注（76）101～102頁。
- <sup>86</sup> 牟田和恵2019・前掲注（76）103頁参照。
- <sup>87</sup> 牟田和恵2019・前掲注（76）103頁参照。
- <sup>88</sup> セクシュアル・ハラスメント被害者の実態について詳しく論述したのはキャサリン・A. マッキノン・前掲注（81）91～104頁。そのほか、申瑛榮「セクシュアルハラスメントの理論的展開—4つの害アプローチ（Four—harms Approach）—」社会政策2021年第13巻第1号24頁以下。角田由紀子2019・前掲注（73）61頁。晴野まゆみ・前掲注（54）、甲野乙子『悔やむことも恥じることもなく—京大・矢野教授事件の告発』（解放出版社、2001年）。
- <sup>89</sup> 衛藤幹子「新自由主義の時代におけるフェミニズム、市民社会」大原社会問題研究所雑誌2015年683・684号24頁参照。
- <sup>90</sup> 最高裁第三小法廷1969年11月18日判決（裁判所HP収録）。
- <sup>91</sup> 神長百合子「法的マージナリティ研究と法社会学」法社会学第52号（2000年）25～26頁参照。
- <sup>92</sup> 渡辺智子「司法のなかの被害者像をこわす」秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会・前掲注（48）123頁。
- <sup>93</sup> この共通する立場にあるフェミニズム諸理論、それと対応しているフェミニズム法批判の諸類型を網羅的に概観した研究は、オルセン（Olsen、Frances Elisabeth）（寺尾美子編訳）『法の性別』『法の性別：近代法公私二分論を超えて』（東京大学出版会、2009年）が挙げられる。
- <sup>94</sup> 中華全国婦女聯合会に所属する女性官僚を指し

ている。中華全国婦女聯合会とは、「日本のような意味での結社の自由が認められていない中国」において「全女性の権利利益を代弁する唯一の公認団体」である。政府に所属する一部門ではないものの、「運営資金がすべて中央や各地方政府の財政から賄われ、その職員はみなし公務員の扱いを受けている」。それと同時に、同会は中国共産「党の指導下に従属し、党の思想や方針・政策を上意下達するツールとして位置づけられ」、女性に関わる「法政策の制定プロセスにお」いて、極めて特殊な影響力を持ち、「女性の利益を代表して国家の政治活動に参加してきた」。中華全国婦女聯合会が有する特殊な政治的、法的地位およびその特殊の性質と影響力を詳細に分析した日本語文献は、李妍淑「中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割（1）」北大法学論集65巻2号（2014年）1～58頁がある。以上の説明がすべて同論文から引用したものである。

- <sup>95</sup> 例えば、国家建設、帝国主義・封建主義・ブルジョア的個人主義の打倒など。
- <sup>96</sup> Wang Zheng, “Finding Women in the State: A Socialist Feminist Revolution in the People’s Republic of China, 1949-1964” University of California Press, 2016.  
同旨、Wang Zheng “Feminist Struggles in a Changing China”, Zhu, Ping, and Hui Faye Xiao, *Feminisms with Chinese Characteristics*, Syracuse University Press, 2021 p127.
- <sup>97</sup> Xinhui Jiang, and Yunyun Zhou “Coalition-Based Gender Lobbying: Revisiting Women’s Substantive Representation in China’s Authoritarian Governance”, *Politics & Gender*, 2022 18 (4), p983.
- <sup>98</sup> Tania Angeloff, and Marylène Lieber, “Equality, Did You Say ? Chinese feminism after 30 years of reforms”, *China Perspectives* 2012 (4), p19.
- <sup>99</sup> Wu Xiaoying, “From State Dominance to Market Orientation: The Composition and

- Evolution of Gender Discourse”, Social Sciences in China, 31 (2), 2010 p150-164.
- <sup>100</sup> Wang Zheng, “Feminist networks”, You-tien Hsing, and Ching Kwan Lee, Reclaiming Chinese Society: The New Social Activism, Routledge, 2009p113.
- <sup>101</sup> Wang Zheng 2009・前掲注(100) 105頁以下参照。同旨、李思磐「中国大陆自由主義者為何不支持女權主義？」思想2013年5月第23期175～196頁、Wang Zheng, “(Self-) censorship and Chinese feminist networking in a global perspective” Made in China Journal, 6 (2), 2021 p170-176.
- <sup>102</sup> 高昱「男權社会与性騷擾」三聯生活周刊1998年第17期参照。
- <sup>103</sup> 馬冬玲「差距、挑戰与对策——“反对工作場所性騷擾國際研討会”綜述」中国婦女研究十年(1995～2005)(2005年8月)171～173頁参照。
- <sup>104</sup> 鄭州晩報の巫昌祯本人へのインタビューによる。「鄭州晩報獨家責任：解讀立法禁止性騷擾焦點問題」(enorth転載、2005年) <http://news.enorth.com.cn/system/2005/07/01/001058332.shtml> (最終訪問日、2024年1月29日)。
- <sup>105</sup> 東方網－外灘画報の巫昌祯本人へのインタビューによる。「用人单位成為性騷擾重災區 界定難題阻礙立法」(SOHU転載、2005年) <https://news.sohu.com/20050705/n226197102.shtml> (最終訪問日、2024年1月29日)。
- <sup>106</sup> 鄭州晩報・前掲注(104)。
- <sup>107</sup> 鄭州晩報・前掲注(104)。
- <sup>108</sup> 統治原理的側面における相違点について詳しく考察したのは、例えば高見澤磨「いかなる意味の「法治」が形成されつつあるのか」国際問題第685号(2019年10月)26～34頁。
- <sup>109</sup> 岩本美砂子「女のいない政治過程－日本の55年体制における政策決定を中心に」女性学5号(1997年12月)8～39頁参照。同旨、戒能民江「日本におけるジェンダー法学」辻村みよ子＝山元一『ジェンダー法学・政治学の可能性－東北大学COE国際シンポジウム・日本学術会議シンポジウムー』(東北大学出版会、2005年)78頁参照、牟田和恵「フェミニズムの歴史からみる社会運動の可能性「男女共同参画」をめぐる状況を通しての一考察」社会学評論57巻2号(2006年)、300～303頁参照。
- <sup>110</sup> 吉田邦彦『民法学と公共政策講義録』(信山社、2018年)24～25頁参照。
- <sup>111</sup> 毎年世界経済フォーラム(WEF)によるジェンダーギャップ・レポートが公表した男女平等度ランキングからすると、日本も中国も、その男女格差が常に世界中の下位を占めており、改善も見られていない。
- <sup>112</sup> 辻本育子・前掲注(53)58頁以下参照。
- <sup>113</sup> 晴野まゆみ・前掲注(54)171以下参照。また、原告女性による裁判手記である同書は、裁判支援運動が女性全体の利益を優先するあまりに、原告女性本人との志向が対立する部分が多く、逆に原告の負担となったことも描き出された。
- <sup>114</sup> <職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会>事務局「走りながら考えた三年」『職場の「常識」が変わる－福岡セクシュアル・ハラスメント裁判』(インパクト出版会、1992年)147頁。
- <sup>115</sup> 職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会・前掲注(53)24頁参照。
- <sup>116</sup> A子・前掲注(53)23頁参照。同旨、晴野まゆみ・前掲注(54)74頁参照。
- <sup>117</sup> <職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会>事務局・前掲注(53)149頁参照。
- <sup>118</sup> 角田由紀子「これからのセクシュアルハラスメント裁判にむけて」・前掲注(48)156頁。
- <sup>119</sup> 牧田真由美・前掲注(48)14頁参照。
- <sup>120</sup> 連合秋田中央地域協議会事務局長 木村敢「私たちのたたかいをふり返って」秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会・前掲注(48)96頁参照。
- <sup>121</sup> 牧田真由美・前掲注(48)15頁参照。
- <sup>122</sup> 中野麻美「女性たちの裁判参加－みんなの意見書運動と専門家の鑑定意見書」秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会・前掲注

(48) 135～141頁参照。

<sup>123</sup> 田辺久子「やった！逆転勝訴」秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会・前掲注(48) 56～57頁参照。

<sup>124</sup> 佐藤岩夫「第12章 現代社会の法化」『市民社会の法社会学：市民社会の公共性を支える法的基盤』（日本評論社、2023年）209頁以下参照。

<sup>125</sup> 角田由紀子2019・前掲注(73) 62頁参照。同旨、角田由紀子2020・前掲注(73) 43頁参照。

<sup>126</sup> 和田仁孝「法環境の変容と訴訟機能」法社会学2005巻63号（2005年）12～14頁参照。

<sup>127</sup> 宮澤節生「第六講 特権は権利よりも強し」「第一〇講 裁判による権利の形成」『法過程のリアリティ：法社会学フィールドノート』（信山社、1999年）72～74頁、114～149頁参照。

<sup>128</sup> 徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス（5・完）：司法解釈と指導性案例を中心に」北大法学論集64巻3号（2013年）15～20頁参照。

<sup>129</sup> 例えば、早くも2010年、2009年3月に四川省金堂县人民法院によって言い渡されたある判決（判決文の全文は未公開）は、セクシュアル・ハラスメントの存否に関する事実認定およびセクハラ行為を理由とする管理職従業員の解雇処分の有効性認定について、模範的な判断を下したとされ、四川省成都市中级人民法院によって「示範性案例」として指定し公表した。<http://cdfy.scSSFw.gov.cn/article/detail/2010/08/id/574853.shtml>（最終訪問日、2024年1月29日）。2009年広州日本企業セクシュアル・ハラスメント事件について、前掲注(34) 参照。また、2020年公益法人セクシュアル・ハラスメント事件について、前掲注(35) 参照。なお、上海法院社会主义核心价值观典型案例（2023年）<https://www.hshfy.sh.cn/shfy/web/xxnr.jsp?pa=aaWQ9MTAyMDI4MzEyNiZ4aD0xJmxtZG09bG0xNzEPdcssz>（最終訪問日、2024年1月29日）、そして最高人民法院による「指導性案例181号」<http://gongbao.court.gov.cn/Details/778f051edc240a8087c66d12ba92b7.html>（最終

訪問日、2024年1月29日）においても、加害者個人の責任が認められた点、またはセクシュアル・ハラスメントを理由とした従業員の懲戒処分の有効性が認められた点について、「模範的な」とされる裁判例が見られる。

<sup>130</sup> 劉伯紅（大浜慶子訳）「中国女性NGOの発展抄訳」国立女性教育会館研究ジャーナル2007年8月11巻113頁参照。

<sup>131</sup> もっと正確的に言えば、北京会議以降中国で現れたフェミニズム非政府組織の構成員、特にその管理層が、国家フェミニズムにおける女性官僚によって兼務されている場合が多かった。互いの人事交流も頻繁であった。Tania Angeloff, and Marylene Lieber・前掲注(98) 22頁参照。同旨、Wang Zheng2021・前掲注(96) 133～138頁参照。

<sup>132</sup> 劉伯紅・前掲注(130) 114頁参照。

<sup>133</sup> 重慶市第一中级人民法院、判決年月日2006年9月26日。判決文の全文は公式的に公表されておらず、その内容の一部は、原告代理人が所属する法律事務所である「千千弁護士事務所（元NGO北京大学法学院女性法律研究サービスセンター）」による裁判手記で確認できる。千千弁護士事務所「被孤立的性騷擾受害者」<http://www.woman-legalaid.org.cn/news/562.html>（最終訪問日、2024年1月29日）。また、判決内容の一部は、重慶時報による報道でも確認できる。重慶時報「重慶女教師状告校長性騷擾終審敗訴」（sina 転載、2006年09月27日）<https://news.sina.com.cn/s/2006-09-27/0018111111153.shtml>（最終訪問日、2024年1月29日）。

<sup>134</sup> 2007年「小雨訴安某性騷擾案」。前掲注(8) 参照。

<sup>135</sup> 許海「“公民社会”的表象与実質」中共北京市委前線雜誌社編『七種錯誤社会思潮評析』（学習出版社、2018）参照。本書の出版社は、中国共産党中央委員会宣伝部に所属するものである。

<sup>136</sup> 朱繼東「社会主義大学不讓傳播西方價值觀念何錯之有」光明网（中国共産党中央委員会の機関誌に所属するウェブサイト）（新華社転載、2015年）

[http://www.xinhuanet.com/politics/2015-01/31/c\\_127444142.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/2015-01/31/c_127444142.htm) (最終訪問日、2024年1月29日)。

<sup>137</sup> 近年、その立場を明白的に示した典型例としてしばしば挙げられているのは、宋秀岩「把講政治貫穿于婦聯改革和工作全過程」(2017年)である。著者は、全国婦聯組織黨組織書記・副主席・書記処第一書記である。同文章は、外国からのフェミニズム思想やフェミニズム組織を「西側の敵対勢力」としている。<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/0613/c227126-29336313.html> (最終訪問日、2024年1月29日)。

<sup>138</sup> 呂頻「「女権五姐妹」四週年、女権核心組織者の貧困、与貧困的女権運動」端傳媒2019年3月 <https://theinitium.com/zh-Hans/article/20190308-opinion-lvpin-feminist-and-metoo> (最終訪問日、2024年1月29日)。  
同旨、麻生晴一郎「中国市民社会の可能性」21世紀研究2019年第10号92～93頁参照。

<sup>139</sup> 中華人民共和国司法部令 第133号。

<sup>140</sup> 北京大学社会科学部「公告」(2010年) <https://www.pku.edu.cn/notice/detail.html?aid=203356> (最終訪問日、2024年1月29日)。

<sup>141</sup> 千千法律事務所「北京大学法学院婦女法律研究与服務中心簡介」<http://www.woman-legalaid.org.cn/intro/8.html> (最終訪問日、2024年1月29日)。

<sup>142</sup> 日本法上の現代型訴訟と類似する訴訟類型である。社会への問題提起に向けて、草の根の市民団体による訴訟支援及びネット世論の盛り上がりによって、個別的な裁判の影響力を拡大するものである。これについて紹介した日本語文献として、『中国にとって法とは何か：統治の道具から市民の権利へ』(岩波書店、2010年) 131頁以下、高見澤磨＝鈴木賢2017・前掲注(12) 45頁。

<sup>143</sup> 張潔平「公益律師郭建梅 NGO 被打压」亞洲週刊2010年14期参照  
<https://www.yzzk.com/article/details/%E7%89%B9%E7%A8%BF%2F2010-14%2F1365130849572%2F%E5%85%AC%E7%9B%8A%E5%BE>

[http://www.xinhuanet.com/politics/2015-01/31/c\\_127444142.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/2015-01/31/c_127444142.htm) (最終訪問日、2024年1月29日)。

(最終訪問日、2024年1月29日)。

日本語バージョンの転載について、<http://www.nikkanberita.com/read.cgi?id=201004121338221> (最終訪問日、2024年1月29日)。

<sup>144</sup> 麻生晴一郎・前掲注(138) 97頁参照。

<sup>145</sup> 例えば、2014年に成立した「杭州蔚之鳴婦女機構」は2015年に活動停止に迫られた。杭州蔚之鳴「杭州蔚之鳴婦女機構將被迫關閉聲明」(2015年) 参照 <https://chinadigitaltimes.net/chinese/394715.html> (最終訪問日、2024年1月29日)。

また、1996年に成立したNGO「婦女傳媒監測網絡(2011年に「女権の声」に改名)」は、2018年3月に国際女性デーにセクシュアル・ハラスメント反対をテーマとするオンラインキャンペーンを行なったため、あらゆるSNSでのアカウントが削除され、活動不能となった。鄒蘊「「女権之聲」被消音的100天」端傳媒2018年6月参照

<https://theinitium.com/zh-Hans/article/20180622-mainland-women-voice> (最終訪問日、2024年1月29日)。

なお、2016年に成立した「広州性別中心」が2018年に運営停止に迫られた。CHINA DIGITAL TIMES「広州性別中心將停止運行 防治性騷擾為其主要項目」2018年6月参照 <https://chinadigitaltimes.net/chinese/601049.html> (最終訪問日、2024年1月29日)。

(ゆえん じえ 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了)